

# 復興へ 新地町復興事業



震災後、海も大きく変わってしまったけれど、

ビーチクリーンなどの地道な活動で

新地の海がやっと少し元通りになってきた！

子どもと一緒に、いつも楽しんでやっています。

—— 20代 女性

(新地町震災・復興記録集づくりワークショップより)

— やっぱり、新地がいいね —



第一次新地町復興計画

基本理念と基本的視点

# やっぱり 新地がいいね

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、千年に一度という地震と大津波により、かけがえのない多くの生命、住まい、そして美しいふるさとを奪いました。さらに原子力災害による健康への不安と、農業、漁業をはじめとする産業への風評被害は、過去に例のない深刻な状況となっています。そうした中、家を失った被災者の早急な生活再建支援、原子力災害による風評被害の克服、そして子供などへの長期的な健康不安の解消に向けて最大限の努力が必要とされています。

避難生活の中で、コミュニティの大切さを再認識したという声も聞かれます。失われた人の絆をもう一度確かかなものとし、みんなが安心して住み続けることができる新地町の将来像と、希望が必要です。新地町復興計画は、復興まちづくりの希望のあかりとなる復興構想と、町民一丸となって進むべき道筋を示す基本計画で構成します。

自然輝き、笑顔あふれる、新地町を再建したい。「やっぱり 新地がいいね」の思いを込めて――。

## 命と暮らし 最優先のまち

自然災害については、被害を最小化する「減災」の理念に基づき、命と暮らし最優先の災害に強い社会づくりを進めます。原子力災害については、一刻も早い収束を要請しますが、収束後もこれと向きあってまちづくりを進めます。町内の低レベル放射性物質の除染計画を策定します。

## 人の絆を育むまち

本町はかけがえのない郷土を大事にし、これまで培ってきた地域コミュニティなどを大切に、人との絆を育むまちづくりをめざしてきました。今後も地域のコミュニティを再生し、町民・事業者・町の役割分担のもと協働のまちづくりを進めます。

## 自然と共生する 海のあるまち

本町は豊かな自然と長い歴史のなかで培われてきた地域文化に恵まれ、農業と漁業を基幹産業とし、美しい自然を守りながら自分たちの暮らしを向上させてきました。今後も、この素晴らしい海・里・山を活用し、再生可能エネルギーの活用など、自然の豊かさを感じられる「海のあるまち」の再興を進めます。

### 3つの 基本的視点と 計画期間

#### 5年間を目標に

新地町復興計画（第1次）は、平成23年6月より策定が進められ、被災者アンケート調査や懇談会、7回に及ぶ復興計画策定委員会を経て、平成24年1月の町復興計画策定本部会議を経て決定されました。

復興構想では、「やっぱり 新地がいいね」「自然輝き 笑顔あふれる 町再建」の基本理念のもと、復興にあたっての基本的視点として上図の3つを掲げました。

これは町の将来像を見据え復旧・復興にあたって忘れてはならない基本的な事項を示したもので、10年後の目標を示した復興構想に基づき、土地利用構想、さらに5年間を目標に優先的に取り組む基本計画（主要施策と重点事業）がまとめられています。



# 新地町復興構想

## 基本理念

やっぱり新地がいいね  
自然輝き 笑顔あふれる 町再建

### 基本的視点

- 命と暮らし最優先のまち
- 人の絆を育むまち
- 自然と共生する海のあるまち

### 土地利用構想

- 二線堤による土地利用
- 建築制限による職住分離
- 利便性の確保

### 主要施策

#### 安心・安全なまちづくり

災害に備えるまちづくり

土地利用

原子力災害の克服

農業の復興

水産業の復興

商工業の支援

労働者への支援

新たな産業の創出

社会経済基盤の復興

住宅の建設・取得の支援

災害町営住宅の整備

保健・医療・介護・福祉の充実

教育・文化の振興

スポーツ振興

#### 仕事の復興

#### 住宅・暮らしの復興

### 重点事業

すまい再建事業

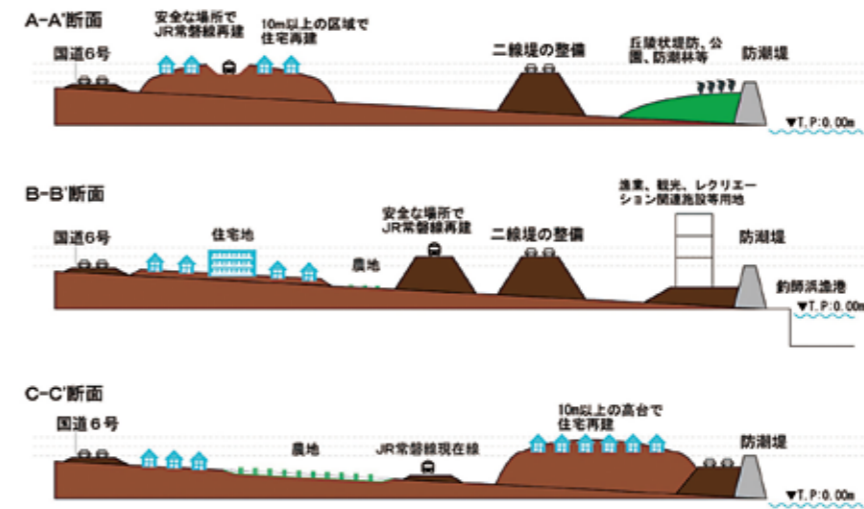
新地駅まちなか形成事業

再生可能エネルギー活用事業

海のあるまち再生事業

低レベル放射性物質の除染事業

## 新地町復興 土地利用構想



## 沿岸部の 断面図

## 土地利用構想 「減災」の理念に 基づき

### 多重防御と職住分離

津波被害が甚大だった沿岸部は、防災の観点から被害を最小化する「減災」という理念に基づいた土地利用を行います。

上図のとおり、海岸堤防に防潮林、公園、遊水池、道路などを組み合わせさせて被害を和らげると、「二線堤」の考え方をとります。この二線堤より山側の津波被害を受けにくい場所を住宅の再生候補地とし、沿岸部で被害を受けた住宅の再生を図ります。

二線堤より海側の沿岸部は、自然的な土地利用を基本として職住分離を図り、津波被害の受けにくい場所で常磐線新地駅と市街地を連携して整備するなど、災害に強いまちづくりを推進します。



災害危険区域  
安心・安全の  
まちへ

東日本大震災の津波による甚大な被害状況を受け、町では、建築基準法第39条に基づき、津波被害の著しかった沿岸部の区域について、災害危険区域を指定しました。指定された区域では、今後居住用の建築物の新築や増築などができなくなりました。

被害の甚大な地域に  
建築制限

東日本大震災では、津波により町の全面積の約5分の1にあたる約904ヘクタールが浸水し、町内沿岸部で500戸以上の住宅が流失し、港も堤防も田畑も道路も壊滅するという未曾有の被害を受けました。家屋被災地区は、木崎、作田、埴浜、岡、新地町、中島、小川、釣師、大戸浜、今泉、富倉の11地区に及びます。

被害を受けた沿岸部の復旧・復興については、海岸堤防整備に防潮林、防災緑地、遊水池、二線堤の機能を備えた復興道路などを組み合わせる被害を和らげる「減災」という考え方に基づく土地利用を計画し実施します。しかし、対策を講じたとしても、東日本大震災と同程度の津波が再来した場合には、十分な安全性は確保されず人命への危険が著しいため、居住用の建築物の建築を禁止する必要がありますと判断しました。

町では、平成23年9月町議会において新地町災害危険区域の指定に関する条例を制定し、地区懇談会等において被災を受けた方々と災害危険区域の指定等について話し合いを重ね、災害危険区域の指定を行いました。

災害危険区域は別図のとおりです。

■ 災害危険区域とは？

津波等により危険が著しいために、建築基準法第39条に基づき居住用建築物の建築に適さない場所として、町が指定した区域を言います。

の網かけ部分が災害危険区域

■ 建築制限の対象となる建築物

- ・住宅（兼用または併用、別荘を含む）・共同住宅、寄宿舎、下宿、寮・老人ホーム、グループホーム等

■ 災害危険区域の地区等

- ・埴浜地区（一部を除く）
- ・小川地区の一部
- ・釣師地区
- ・大戸浜地区の一部
- ・今泉地区の一部

■ その他

災害危険区域指定は、防災集団移転促進事業の区域とは別のものです。

【磯山地区】



【作田地区】



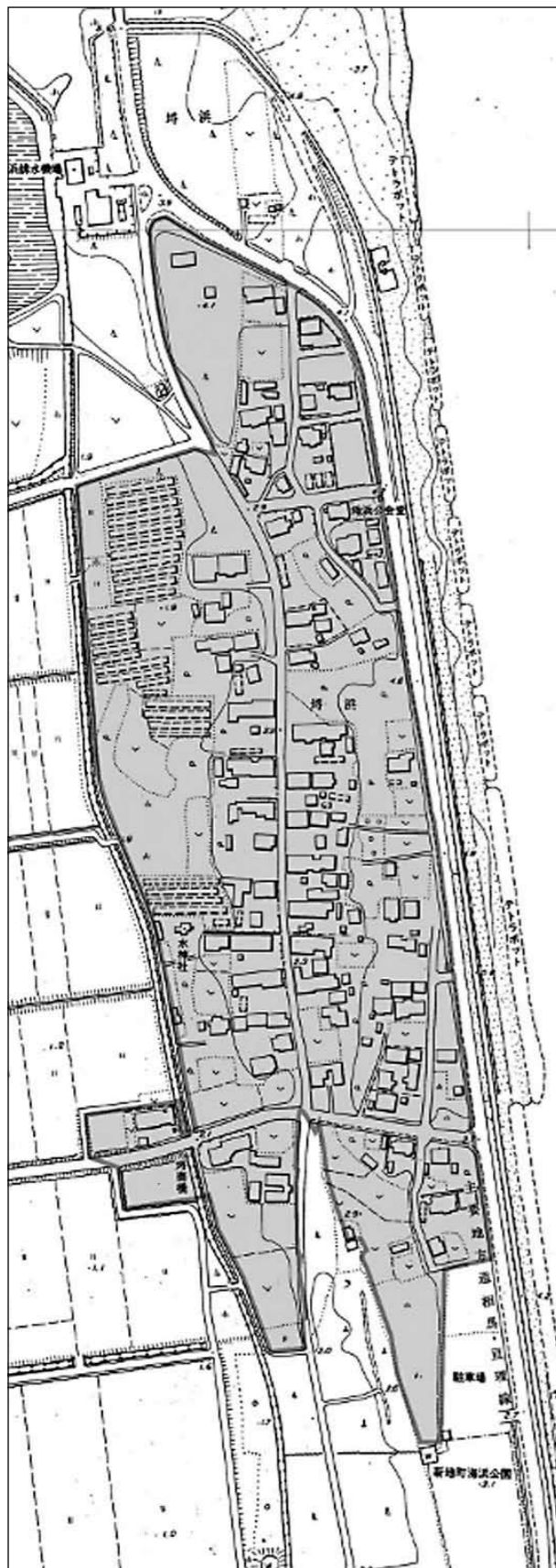
の網かけ部分が災害危険区域

■ 災害危険区域に指定した区域

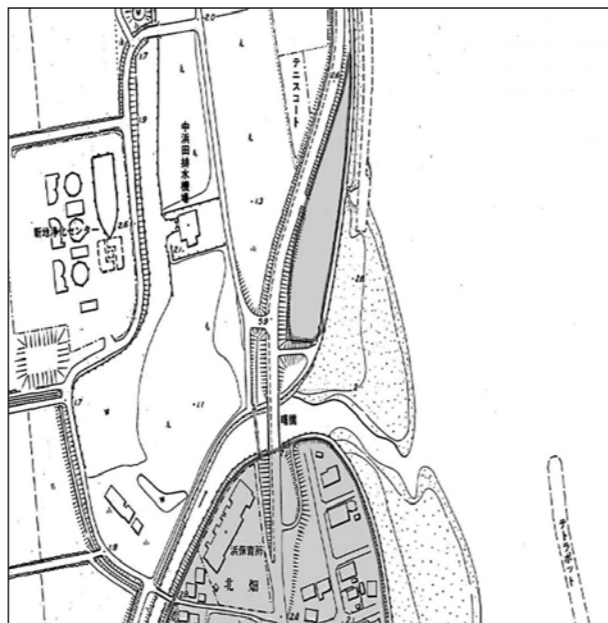
大字名	字名
埴木崎	磯山の一部、埴浜の一部、西田の一部、埴南浜田の一部、作田の一部
谷地小屋	北畑の一部、浜畑の一部、釣師の全域、町裏の一部
小川	田中の一部、浜畑の一部、浜田の一部、谷地田の一部
大戸浜	牛川の一部、牛川南の一部、浜北の一部、浜南の一部、前田下の一部、前田上の一部、前田西の一部、小沢北の一部、吾安谷地の一部、南中磯塩入の一部
今泉	浜畑の一部、鹿野の一部



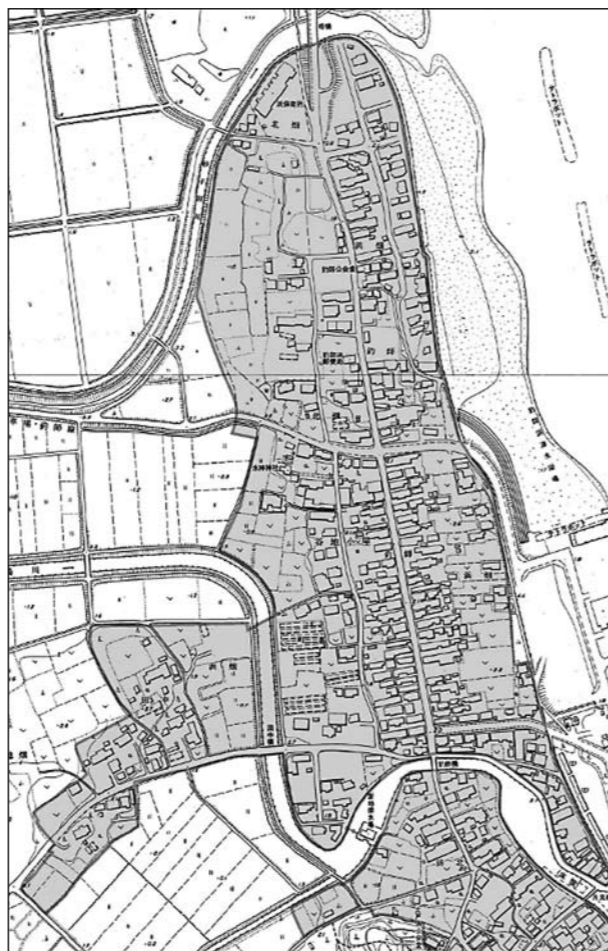
【埴浜地区】



【釣師地区】

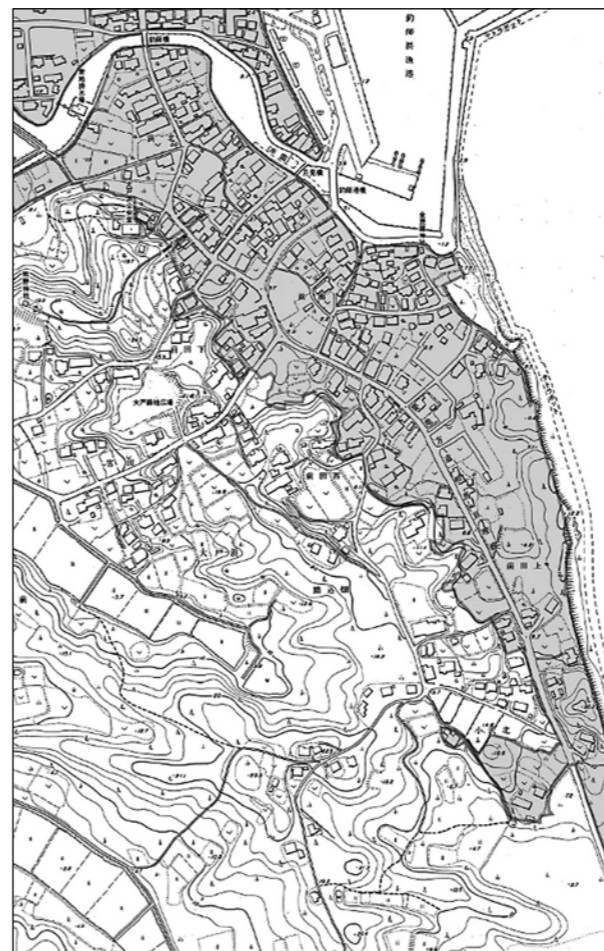


【釣師地区・小川地区】



【大戸浜地区】

【大戸浜地区】



【大戸浜地区・今泉地区】



の網かけ部分が災害危険区域

の網かけ部分が災害危険区域



# すすむ被災者の生活再建「すまい再建事業」

震災での家屋被災は、地震114世帯、津波516世帯の計630世帯にのぼり、多くの町民が住まいを奪われました。町では「すまい再建事業」として防災集団移転促進や自力再建支援、災害町営住宅整備などの事業を進め、すべての被災者が住まいの再建を果たせるよう支援しています。



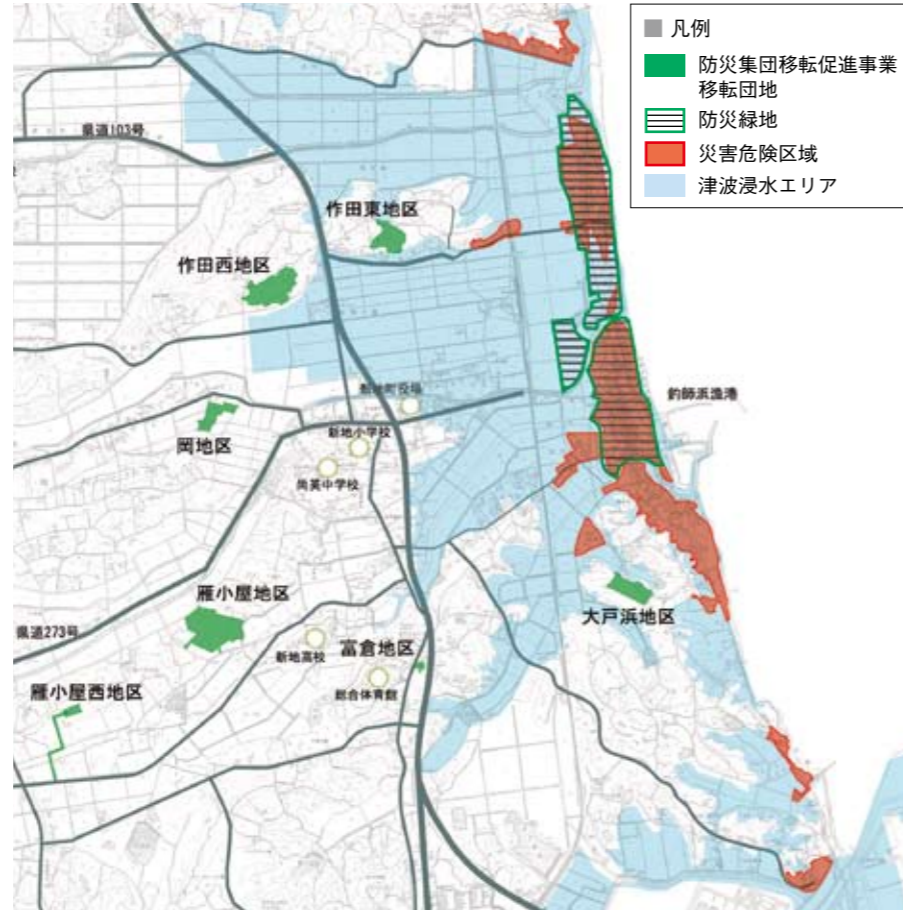
## 集団移転 きめ細やかな意向調査

すまい再建事業の主な内容は、上図のとおりです。なかでも防災集団移転促進事業（以下、防集事業）はその柱となるもので、津波により災害危険区域となった沿岸部の被災6地区を安全な場所に集団で再建する事業です。

町では防集事業の計画作成にあたって、被災者の意向を丹念に把握することから始めました。意向調査や地区別懇談会、さらに個別相談会などきめ細やかな対応をしながら、将来への見通しを示し、生活再建の判断の選択肢を提示しました。同時に、候補地の地権者や行政区長の懇談会等を開催し、新たな住宅団地の必要性について理解をいただきました。その結果、防集事業への合意形成が図られ、平成23年度は地区ごとの

## コミュニティを維持 地区ごとに移転

計画された防集団地は作田東、作田西、岡、雁小屋、大戸浜、富倉、雁小屋西の7カ所で、計151の区画の宅地造成と、66戸分の災害町営住宅を計画しました。移転にあたっては従来のコミュニティをできるだけ維持するように配慮され、主に埴浜・作田地区は作田東、作田西団地へ、釣師地区は岡、雁小屋団地へ、大戸浜及び今泉地区の一部は雁小屋、大戸浜団地への移転となりました。また、被災者らが自らグループを



## 事業の経過

- 構想検討**  
(平成23年6月～8月)  
・被災6地区の再建方針検討  
・移転候補地選定  
・アンケート1
- 再建方向性を整理**  
(平成24年1月～3月)  
・個々の再建意向を反映した計画検討  
・アンケート3  
・個別懇談会
- 基本計画・事業計画**  
(平成24年4月～7月)  
・移転者と協議しつつ団地計画の検討  
・ワークショップ  
・公営住宅希望者懇談会
- 基本設計・実施設計**  
(平成24年8月～)  
・ワークショップ
- 造成工事**  
(平成24年12月～)  
・現地見学、区画決め
- 災害町営住宅完成**  
(平成25年1月～12月)
- 被災高齢者共同住宅完成、入居開始**  
(平成25年2月～11月)
- 下水道の復旧工事完了**  
(平成26年1月)

作って候補地を選定した防集団地が2カ所で実現しています。なお、集団移転ではなく、自己所有地や中古住宅等の購入、独自で宅地造成するなど自力再建をめざす方もいました。町では自力再建のグループにも道路整備などの支援を行います。

事業の推進にあつては、全国からの応援職員に加え、役場OBを臨時職員として採用するなど地元で可能な限りの体制構築に努めました。

## 住民本位 オーダーメイドの再建

防集事業では、多くの方が従前のコミュニティごとにまとまった移転となり、すまい再建とともに、コミ

ュニティの絆や文化が継続されることになりました。複数地区による寄り合い団地もありますが、丁寧な合意形成の方法や、団地ごとのワークショップを通じて移転団地の計画づくりを行い、事前にコミュニケーションづくりを行うことができました。

これは、生活再建に向けた懇談会やアンケートを繰り返し、被災者の意向をできるだけ反映してきた結果でもあります。

町民の要望には柔軟に対応し、補助対象外の100坪を超える超過分は各自で購入することで不満を解消、その柔軟な対応と工夫は「オーダーメイドの再建」として高く評価されました。



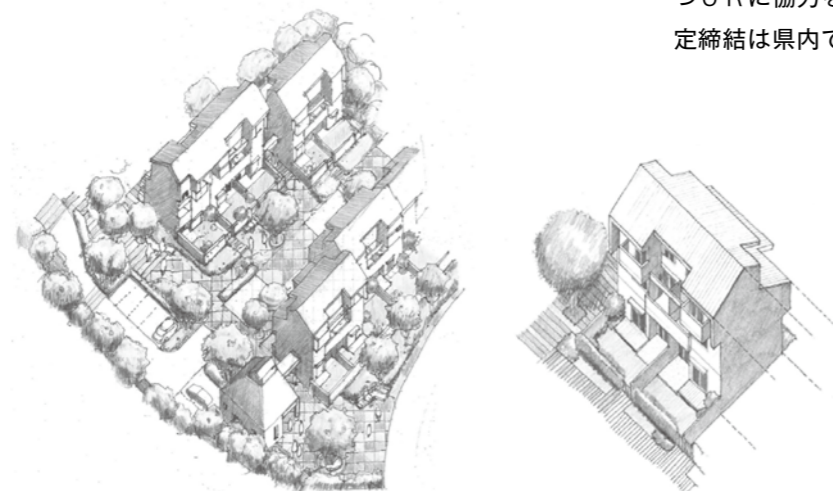


写真 5-3 加藤町長とUR都市機構の小川理事長

平成 24 年 2 月  
災害町営住宅事業

県内自治体で初  
UR都市機構と協定締結

平成 24 年 2 月、本町はUR都市機構と「災害町営住宅整備に係る協定」を締結し、その協定調印式が町役場で行われた。町では、すまい再建事業の推進にあたって、住宅の整備に多くの実績と高いノウハウをもつURに協力を要請したもので、URと自治体との協定締結は県内では初となった。



■ UR 都市機構  
(独立行政法人都市再生機構)  
独立行政法人都市再生機構は、大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援などを主な目的とした国土交通省所管の独立行政法人

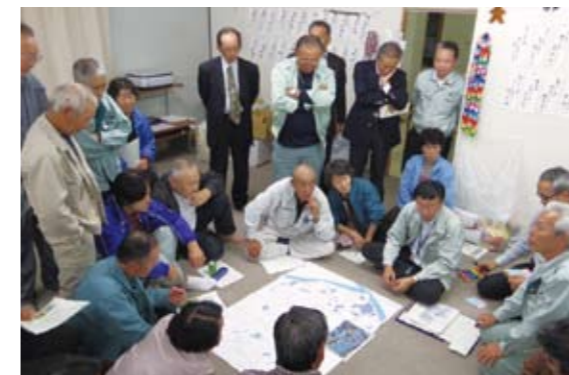


写真 5-1 第 2 回 地区別復興懇談会

平成 23 年 6 月～10 月  
防災集団移転促進事業

【事業化までの経過①】  
構想検討と意向調査

平成 23 年 6 月、被災者へ第 1 回アンケート調査を実施し、高台への移転意向を確認。同年 8 月より、町は被災 6 地区の主な住まいの再建事業として高台への集団移転を基本とし、建築制限の区域設定（災害危険区域）の検討を重ねた。

同年 9 月、第 1 回 地区別復興懇談会を開催し、地元への説明として「意向調査結果の発表」「復興構想や移転事業」「今後の懇談会」をテーマに話し合った。

同年 10 月、第 2 回 地区別復興懇談会では、将来の生活設計イメージをテーマに、町から「防集事業による自力再建」「災害町営住宅」「モデル住宅等」の説明があり、住宅再建のあり方について懇談。第 2 回アンケート調査も実施し、住民自らが再建方法を考えるきっかけとなった。

(なお、11 月と 12 月の懇談会は被災地の買取価格の明示ができなかったため見送られた)

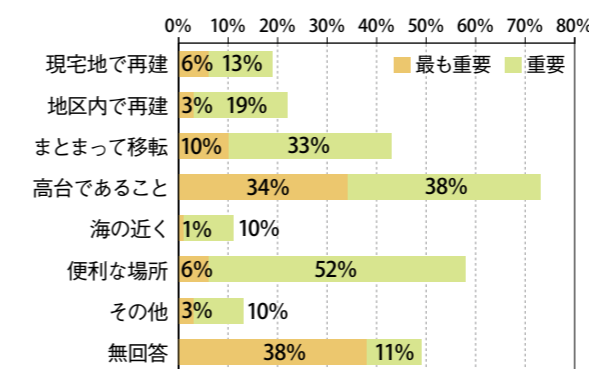


図 5-1 住宅再建に際し重視する事項  
被災者アンケート・全地区 (2011 年 6 月)



写真 5-4 住宅団地計画懇談会

平成 24 年 4 月～10 月  
防災集団移転促進事業

【事業化までの経過③】  
団地別懇談会と計画作成

平成 24 年 4 月、町の担当部署が復興推進課となり、他県町の応援職員や役場OBを加えて 8 名体制となる。コンサルタント（地域計画連合）と連携して入居希望の意向調査を実施し、そのうえで移転先や規模など団地計画の検討を行い、おおよその確定をみる。4 月末、新団地のイメージ図（案）を作成提案し、移転団地単位での懇談会に移行した。

同年 5 月、団地別の懇談会をワークショップ形式で開催し、5～10 名のグループに分かれ区画パターンや共同施設等について意見交換した。ワークショップでの進行役は町職員と応援職員、記録係はコンサルタントのペアで務めた。その内容は地区別「かわら版」として作成され、移転希望者が協議内容を共有するのに大いに役立った。その結果、5 月中旬に移転者、入居者数を固めることができた。

■ 住宅団地計画懇談会の内容

- ① 各団地の希望者数
- ② 団地計画案
- ③ まちなみルールの提案
- ④ 宅地（誰がどこに住むか）の決め方について
- ⑤ グループ懇談  
(元の地区のよかったところ/団地の配置/集会所/共同倉庫/公園/ごみ置き場/まちなみルール/宅地の決め方について 等)
- ⑥ 今後の進め方 等



写真 5-2 個別相談会

平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月  
防災集団移転促進事業

【事業化までの経過②】  
個別相談会と申込み受付

平成 23 年 12 月、移転候補地の土地所有者との懇談会を開催。移転構想の説明と協力可否のアンケートを実施し、用地取得の可能区域を絞り込んだ。

平成 24 年 1 月、国の第 3 次補正予算による防集事業の制度実施が明確になったことで防災集団移転促進事業説明会を開催。被災 3 県では第 1 号となる被災宅地の買取単価を地区別に説明し、第 3 回アンケート調査も実施した。

同年 1 月末、被災世帯ごとの買取概算価格を提示し、初の個別相談会を順次開催。各課横断的に対応した。同年 3 月、新たな住宅団地案についてすまい再建懇談会を開催。同月末より個別相談会を開き、個々の意向を確認したうえで、防集事業への正式な申込みを受け付けた。380 世帯中 338 世帯の回答を受け、事業参加はこのうちの 210 世帯程度となった。

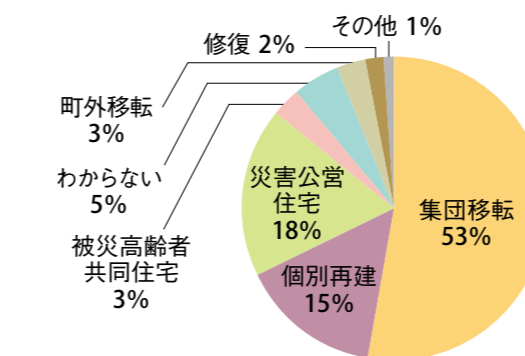


図 5-2 住宅再建意向 被災者アンケート  
集団移転対象地区 (2012 年 1 月)



平成 24 年 7 月 ~ 10 月  
防災集団移転促進事業

【事業化までの経過④】  
計画検討と事業計画の作成



図 5-3 南北道路配置のイメージ図

なお、当初は 5 団地が検討対象であったが、5 世帯以上が集まったの事業参加（持ち込み型）があり、2 団地（富倉 8 戸、雁小屋西 6 戸）が追加された。

平成 24 年 7 月、第 3 回団地別ワークショップでは、前回意見を踏まえ、街区構成や宅地価格の格差率等への理解を深め、集会所、公園、ゴミ置き場などの配置や区画決めの方法を話し合い、計画を修正していった。なかでも東西方向道路による街区構成は南面と北面の条件差が大きいとの意見があり、南北道路の構成が基本となった。

同年 10 月、第 4 回団地別ワークショップでは、ほぼすべての団地計画の合意を確認し、まちなみルールや区画決めの方法等について懇談。日照条件確保のための斜線制限やブロック塀の高さ制限等が地区別に合意され、区画決めの方法も複数案を示して意向把握に努めた。

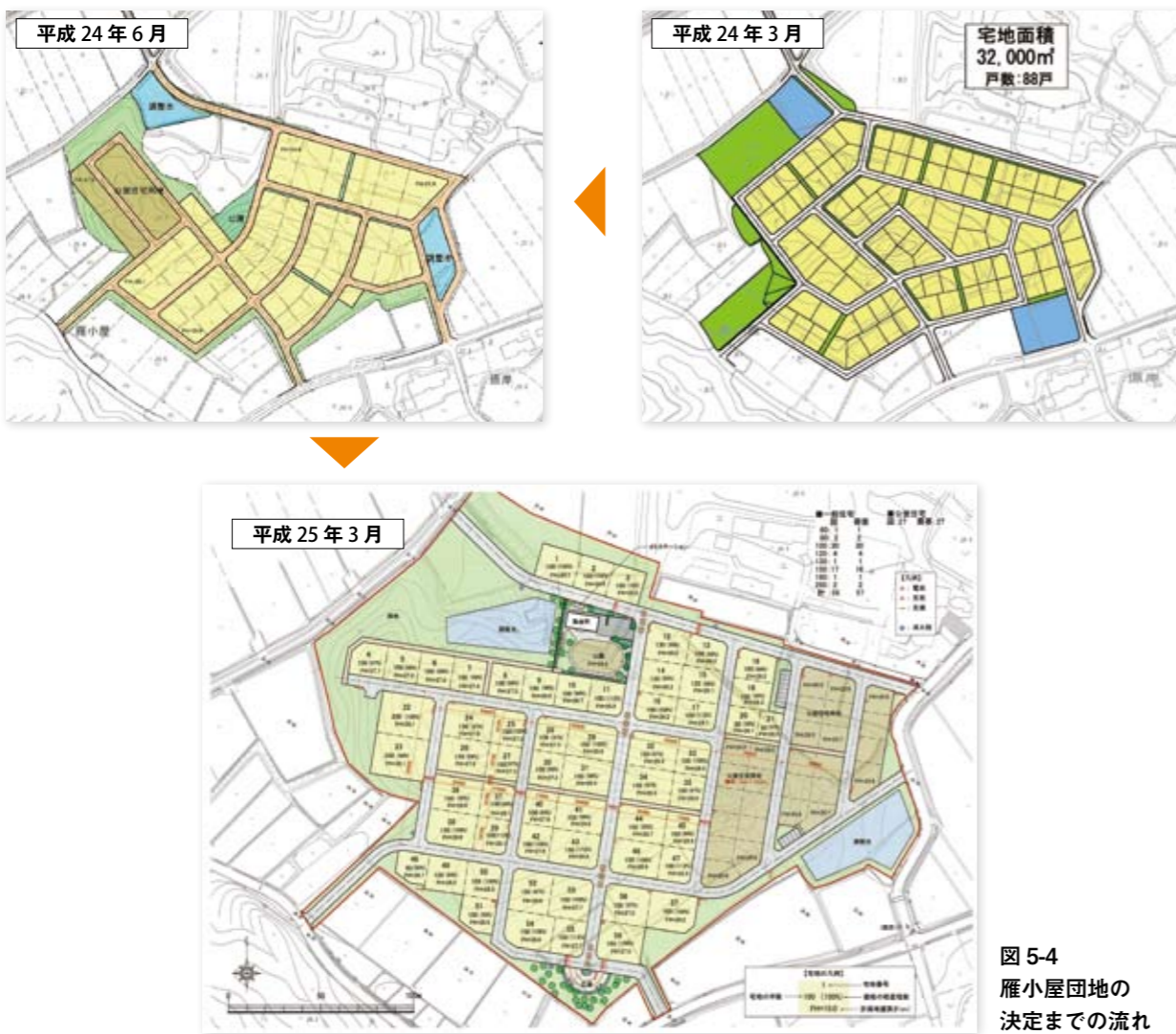


図 5-4 雁小屋団地の決定までの流れ

● 住宅団地計画懇談会 かわら版 ●

ワークショップ後には、内容をまとめた『かわら板』を発行。話し合いの経過や町からの回答などを掲載し、地域住民の意識の共有を図った。

新たな住宅団地計画懇談会 かわら版  
～雁小屋地区版～  
発行：新地町役場復興推進課 編集協力：地産地消推進協議会 平成 24 年 7 月

**第 3 回新たな住宅団地計画懇談会（雁小屋地区）が開催されました！！**

平成 24 年 7 月 11・12 日、18～20 日の五日間で、第 3 回新たな住宅団地計画懇談会が開催されました。前回の御意見を踏まえた団地計画の改定案や、宅地価格の格差率についてご説明しました。グループ懇談では、宅地配置（誰がどこに住むのか）の決め方について話し合いました。

雁小屋地区の懇談会は 18 日（水）に農村環境改善センターで行われ、計 60 名の方に参加いただきました。団地計画の区域について概ね了承いただいた上で、公園の使い方やまちなみルール、宅地の決め方等について、活発な意見交換が行われました！

**今 回 の 内 容**

- ① 各団地の希望者数（アンケート集計状況）
- ② 第 2 回懇談会の意見を踏まえた町の方針（街区構成/宅地の使い方/日影）
- ③ 雁小屋地区の団地計画案（改定案の説明）
- ④ 宅地価格の格差率について
- ⑤ 計画案についてのグループ懇談（誰がどこに住むかの決め方について）
- ⑥ 今後の進め方

元の集落の人同士でまとまりたい！  
希望を出して、重なったところは抽選にしようか？  
話し合いの進め方について意見交換  
同じ面積を希望する人同士で話し合おうか？

雁小屋地区グループ懇談の様子  
話し合いの進め方について意見交換

● 雁小屋地区ではこのような話し合いがされました！！

グループ懇談では、9つのテーブルに分かれて話し合いを行いました。また今回は、新地町と協定を結んでいる明治大学の学生さんもグループ懇談に加わり、意見の記録や発表をお手伝いいただきました！以下に意見の主な内容をお知らせします。

- 【団地計画の改定案について】
  - ・ 区域は概ね今回の案で良い。
  - ・ ゴミ集積所は 2 箇所あると便利だが、管理が大変だろう。
  - ・ 公園は来客用の駐車スペースとしても使いたいが、使い方のルールを住民同士で決めておいた方が良いだろう。
  - ・ 隣地への影に配慮すると、小さな敷地をなるべく南に置いたほうが良いのではないかと。
- 【宅地の決め方（誰がどこに住むか）について】
  - ・ 元の集落の垣や仲良しグループでまとまりたい。
  - ・ なるべく話し合いで決めたい。
  - ・ 同じ面積を希望する者同士で集まって話し合おうか。
  - ・ アンケートをとって、希望が重なったところは話し合いをし、それでも決まらなかつたらくじ引きにしてはどうか。
  - ・ 漁船は浜に向かって夜中に車で出入りし、音もするので、団地東側の道路に近い区画にまわって住みたい、今後皆さんと話し合っていきたい。
- 【まちなみルールについて】
  - ・ 家の配置によって日影が変わってくるので、ルールが必要。
- 【その他】
  - ・ 交差点で優先する道路を決めた方が良いのではないかと。
  - ・ 車のスピードを抑制する工夫があると良い。道路に段差をつけたり、道が狭く見える舗装をしてはどうか。

復興推進課より グループ懇談でいただいた皆さんの意見を受け、復興推進課よりコメントをしました。

- ・ 団地計画について：区域については概ね了承をいただきました。年内に着工し、工事には半年程度かかる見通しです。
- ・ 土地の値段について：100 坪以上の部分については、詳細な設計が出来て、積算した段階で具体的な値段を提示します。
- ・ 宅地の決め方について：昔の垣でまとまりたい、仲良しグループでまとまりたい等の意見をきき、一度皆さんで話し合っていたら良いと思います。
- ・ 公園の使い方について：通年同じ人が駐車しているのではなく、来客時など臨時的な駐車場として使うことはできるでしょう。皆さんでルールを決めましょう。

新地町役場 復興推進課 電話番号：0244-62-2134

● 防集移転団地ワークショップ ●

移転団地ごとのワークショップでは、毎回様々なテーマが話し合われ、住民が主役のまちなみルールが決められていった。また、町への要望等も細やかに対応した。





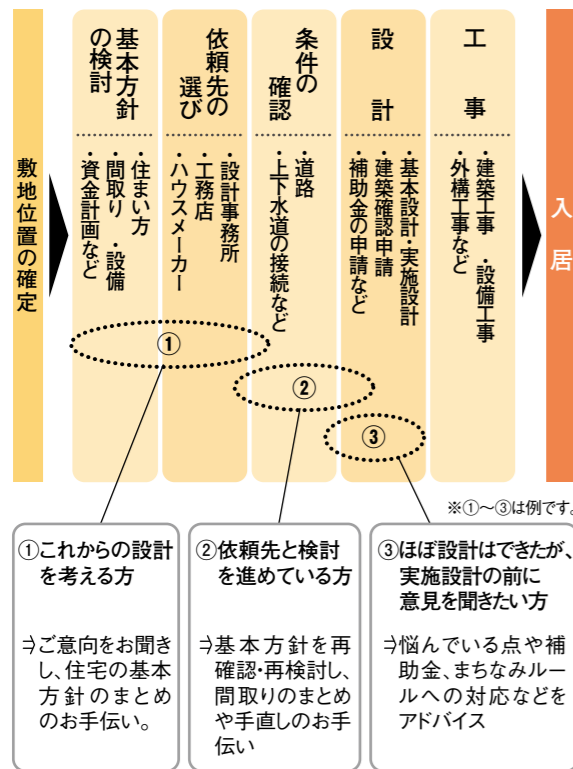


図5-5 住宅づくりの流れと相談の内容

平成25年1月～3月、7～8月  
防災集団移転促進事業  
【事業化までの経過⑥】  
現地見学会と建築無料相談会

平成25年3月、5団地の現地見学会を実施し、その後画地決め懇談会を開催した。画地決めは移転者の重大な関心事であり、基本的には宅地の広さごとに集まって話し合いを重ねて決めた。

多人数の団地では無記名による予備調査も一部行うなど慎重にすすめ、最終的に抽選により決定した区画もあった。(なお、現地見学会は当初年明けに予定されたが、工事遅延等の理由から3月実施となった)。

また、団地着工を受け、同年1月末および7月に、住宅建築無料相談会を開催した。国際女性建築家会議日本支部(UIFA JAPON)の協力を得たもので、1～2月の1か月間に週4回ずつ、さらに7月と11月にも実施し、約50件の相談に応じた。

同年8月、富倉団地で町の防集団地第一号となる引き渡し式が行われた。県内でも最初の宅地引き渡しとなった。



写真5-8 画地の決定



写真5-7 住宅に関する相談会



写真5-10 富倉団地での引き渡し式  
再建者代表の東さんに引き渡し書が手渡された



写真5-9 防集見学会

● 建設の経過 ●



写真5-5 平成24年12月 着工前



写真5-6 平成25年4月 造成途中

平成24年9月～12月  
防災集団移転促進事業  
【事業化までの経過⑤】  
用地買収と造成着工

平成24年9月、移転先用地の買い取りを始め、同月中に買収を終了した。1か月間という短期間で地権者90人から全7団地分、合計約16.8ヘクタール、172筆の買収をやり遂げた。

また、同年9月から沿岸被災地も契約会を開いて順次買い取りを始め、2か月後の11月段階で約5割の買収を行った。これら用地買収は復興推進課8名のチームが手掛けた。

同年12月には実施設計の概要が確定。第1回工事として伐採工事、造成工事を発注し、全7団地で一斉に着工した。これにより平成25年度中の住宅建設着手が見込めることとなった。

これに先立ち同年6月防集事業計画策定、7月復興整備協議会による事業計画同意、9月地域森林計画変更、都市計画法の開発許可同意など国・県への事業化手続きが行われた。

地区名	全被災住宅	うち津波全壊住宅	移転促進区域		備考
			面積 (ha)	世帯数	
埴浜・作田	79	71	14.27	68	主に防集(作田東、作田西へ)
釣師	159	159	18.30	167	主に防集(岡、雁小屋へ)
大戸浜	110	101	15.02	104	主に防集(雁小屋、大戸浜へ)
中島	81	70	—	—	区画整理事業を予定
小川	82	48	—	—	一部で小規模住宅地区地区改良事業を予定
今泉	25	17	2.13	11	一部防集、一部近隣への移転
その他の地区	94	1	—	—	
合計	630	467	49.72	350	

表5-1 地区別の被災状況

団地名	面積 (ha)	団地別計		うち集団移転		うち災害町営		
		世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	
防災集団移転 + 災害町営住宅	作田東地区	2.02	22	82	16	65	6	17
	作田西地区	3.97	35	128	26	103	9	25
	岡地区	1.85	31	92	17	60	14	32
防災集団移転 + 災害町営住宅	雁小屋地区	5.47	83	284	56	213	27	71
	大戸浜地区	2.82	33	83	22	56	11	27
	富倉地区	0.59	8	29	8	29	—	—
防災集団移転 + 災害町営住宅	雁小屋西地区	0.70	6	23	6	23	—	—
	愛宕東団地	0.69	30	68	—	—	30	68
	原団地	0.18	6	12	—	—	6	12
合計	18.29	254	801	151	549	103	252	

表5-2 集団移転等の希望者数(平成25年6月時点)





写真 5-11 愛宕東災害町営住宅



写真 5-12 駒ヶ嶺原災害町営住宅

平成 25 年 1 月～12 月  
災害町営住宅事業

愛宕東 30 戸  
駒ヶ嶺原 6 戸建設

平成 25 年 1 月、愛宕東災害町営住宅の安全祈願祭・起工式を行った。町の中心部の新地町地区に鉄筋コンクリート造の全 4 棟 30 戸の集合住宅を整備したもので同年 12 月完成し、入居が始まった。愛宕東は UR 都市再生機構がコーディネートをした。

同年 8 月、駒ヶ嶺原災害町営住宅が建築工事に着手した。総合運動公園南側の駒ヶ嶺原地区に建設される戸建て 6 戸で同年 12 月完成し、平成 26 年 1 月から入居が始まった。

このほか、作田東、作田西、岡、雁小屋、大戸浜の 5 つの防災集団移転団地内に 67 戸、中島地区の土地区画整理事業地内 30 戸の整備を計画している。いずれも、入居後の買い取りを想定して、戸建て住宅が予定されている。



写真 5-13 被災高齢者共同住宅の竣工式



写真 5-14 完成した被災高齢者共同住宅

平成 25 年 2 月～11 月  
被災高齢者共同住宅事業

コミュニティ施設がある  
高齢者のための住居

●新たな絆が生まれる「ひとつ屋根の下」

平成 25 年 2 月、被災高齢者共同住宅の安全祈願祭・起工式が小川ソリ畑地内で行われた。台湾赤十字社の支援金を受けて建設されるもので、屋根続きの共同住宅、木造平屋 3 棟 22 戸が整備された。

施設内には、給食支援やボランティアによる生活支援、介護予防サービスなどに利用できる共有スペースがあり、入居者同士の集会所としても利用できる。同住宅の入居対象者は、被災した 65 歳以上の単身者や夫婦世帯で、同年 11 月から入居が始まった。

近隣には商業施設や医療機関もあり、買い物や通院の移動の不便を少なくした。

●防災集団移転団地造成の様子とイメージ●

[雁小屋住宅団地]



[岡住宅団地]



[作田東住宅団地]



[作田西住宅団地]



[雁小屋西住宅団地]



[富倉住宅団地]



[大戸浜住宅団地]





# 環境未来都市の構築

本町が、国の新成長戦略の一つである環境未来都市に選定されたことで、省エネや超高齢化に対応した事業などの推進に弾みがつきました。環境と経済が調和した持続可能な環境都市の暮らしと産業の実現に向け取り組んでいます。



写真 5-16  
基本協定締結式



写真 5-18 パネルディスカッションで議論



写真 5-17 藤田氏による講演

## 国立環境研究所と連携・協力

平成25年3月、町は、独立行政法人国立環境研究所（茨城県つくば市）と、復興と環境都市の推進に関する連携・協力内容を基本協定を締結し、その締結式が役場正庁で行われました。同研究所との交流は、環境未来都市に選定された本町が環境都市をめざすなかで、事業へのさまざまな助言や提案を受けたことが始まりです。そうした関係をより深めるために、基本協定の締結となりました。

基本協定の内容は、互いの情報・資料・研究成果等の活用、環境分野における人材の育成、研究成果等の地域還元及び普及で、相互の関係を深めつつ、町の構想実現に向けて連携・協力していくこととしました。

## 環境都市 町民フォーラム

町では、復興と一体となった環境都市の実現に向け、これからの町の

## 環境まちづくり 町民講座開催

平成25年10月・11月に全3回の「環境まちづくり町民講座」を開催しました。同講座は、環境やエネルギーについて学び、人材の育成を図るもので、復興・環境・経済が調和した町の暮らしや将来性について学びました。

講師には、基本協定を結んだ独立行政法人国立環境研究所の諸先生を迎え、環境未来都市に関する様々なテーマについて、3回にわたり開催されました。



写真 5-15 協定書を取り交わす加藤町長（左）、鈴木横浜市副市長（中央）、齋藤山元町長（右）

## 平成 25 年 5 月 横浜市の土を 復興事業の資材に利用

### ●土不足の課題解決へ

駅前広場や防災集団移転地の造成、沿岸部の開発などで、事業の造成工事などで270万㎡もの大量の土砂が必要となるが、町内だけでこれだけの量の土砂を調達するのはとても困難な状況だった。そこで、被災地支援などを通してつながりのあった横浜市から、新地町と宮城県山元町は土砂の提供を受けることになり、25年度には山元町と併せて約15万㎡の土砂の提供を受けた。

## 平成 25 年 7 月 防災集団移転促進事業

## 「オーダーメイドの再建」 高い評価

集団移転事業は、元の地区のコミュニティが維持できるよう配慮し、各人の事情やニーズを汲み上げ、時間をかけて話し合いが行われた。こうした取り組みは「オーダーメイドの再建」「住民役のまちづくり」として日弁連災害復興支援委員会からも高く評価された。



(福島民報 平成 25 年 7 月 18 日掲載)



(福島民友 平成 25 年 7 月 18 日掲載)



## 義援金等の状況

(単位：円)

対 象	項 目	国義援金 (赤十字等)	県義援金	町義援金
全壊 (世帯当たり)		1,171,808	171,000	8,000
大規模半壊、半壊 (世帯当たり)		590,904	110,500	8,000
半壊以上 (一人当たり)		—	—	68,500
死亡 (一人当たり)	生計維持者	1,171,808	121,000	0
	その他	1,171,808	121,000	0
孤児 (一人当たり)		—	1,000,000	201,000
遺児 (一人当たり)		—	500,000	201,000

(単位：円)

対 象	項 目	国災害弔慰金	町災害弔慰金	町災害見舞金
全壊 (世帯当たり)		—	—	100,000
大規模半壊、半壊 (世帯当たり)		—	—	100,000
死亡 (一人当たり)	生計維持者	5,000,000	100,000	—
	その他	2,500,000	100,000	—

(平成 26 年 3 月 1 日現在)



## 全国からの応援職員

新地町ではこれまでに、全国から 110 名の人的支援をいただいています。技術提供や経験によるアドバイスなど、応援派遣の方々の支援により、復旧・復興事業が進んでいます。

### 派遣職員一覧 (敬称略)

派遣元	配属先	氏 名						
和歌山県みなべ町	復興推進課 事業係	越本 進男						
長崎県諫早市	建設課 下水道係 (旧都市計画課下水道係)	森 繁幸	野田 祐一	宮崎 修	松竹 慎吾	黒田 康敬		
		中村 信介	中島 富男					
	建設課 建設係	村田 泰彦	村中 道治					
	農林水産課	山口 典秀	古畑 覚					
長崎県島原市	建設課 建設係	濱部 和宏	吉田 史郎	小林 和徳	本多 博信	野口 一敏		
高知県	復興推進課 事業係	野中 隆一						
三重県四日市市	都市計画課 都市計画係	山田 広幸	杉浦 作					
千葉県	都市計画課 都市計画係	大原 優						
福島県任期付	復興推進課	吉野 豊 山中 秀和						
	都市計画課 住宅係	伊藤 一一						
国土交通省北海道開発局	農林水産課	本居 範隆	斎藤 大作	藤井 浩司	今泉 祐治	佐々木聖彰		
		脇岡 恒徳	村井 優峰	太田 孝行	小林 慎一	吉木 淳		
		池田 泰久	齋藤 元気	高木 知貴	嶋 導宏	西川 幸秀		
		金谷 訓志	柴田 聖樹	玉井 良政	小柳 大介	須田 佳大		
		大川 康広	三浦 聖	佐々木祐一	池下 貴之	土田 健介		
		佐藤 明	川岸 佳史	太田日出春	茶木 誠也	加藤 拓		
		佐藤 尚人	春田 恵太	嶋村 幸仁	福士 泰規	佐藤 貴彦		
		駒形 雄樹	須田 一正	九本 康嗣	辻内 剛	竹谷 幸晴		
		佐々木 智	雪田 久史	北村 英士	都松 映宏	山根 英資		
		菅家 航	佐藤 広輝	橋本 典昭	野中 一瞳	遠藤 英樹		
		高谷 誉将	太田日出晴	長島 繁男	林 晋太郎	幸口 岳		
		小西 克己	水木 淳	相澤 俊也	佐々木伸夫	鈴木 富雄		
		栗田啓太郎	森本 忠明	齋藤 寿志	高岡 潤	曾山清十郎		
		竹内 基裕	稲船 直人	飯野 昌宏	河田 雅博	高橋 知也		
		角野 豊						
		滋賀県	農林水産課	小川 雅広	藤江 学	竹山 徹	大森 俊之	大林 博幸
				森川 学	小川 博司	井狩 康一	中尾 敦	山川 剛史
				国門 智志	西崎 誠	吉川 浩一	水谷 智	畑中 隆行

### 職員派遣期間

年度	23年度												24年度												25年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
和歌山県みなべ町																																				
長崎県諫早市																																				
長崎県島原市																																				
高知県																																				
三重県四日市市																																				
千葉県																																				
福島県任期付																																				
国土交通省 北海道開発局																																				
滋賀県																																				





写真 5-19 試験操業で水揚げされたシラス



写真 5-20 防波堤再建 (相馬港)

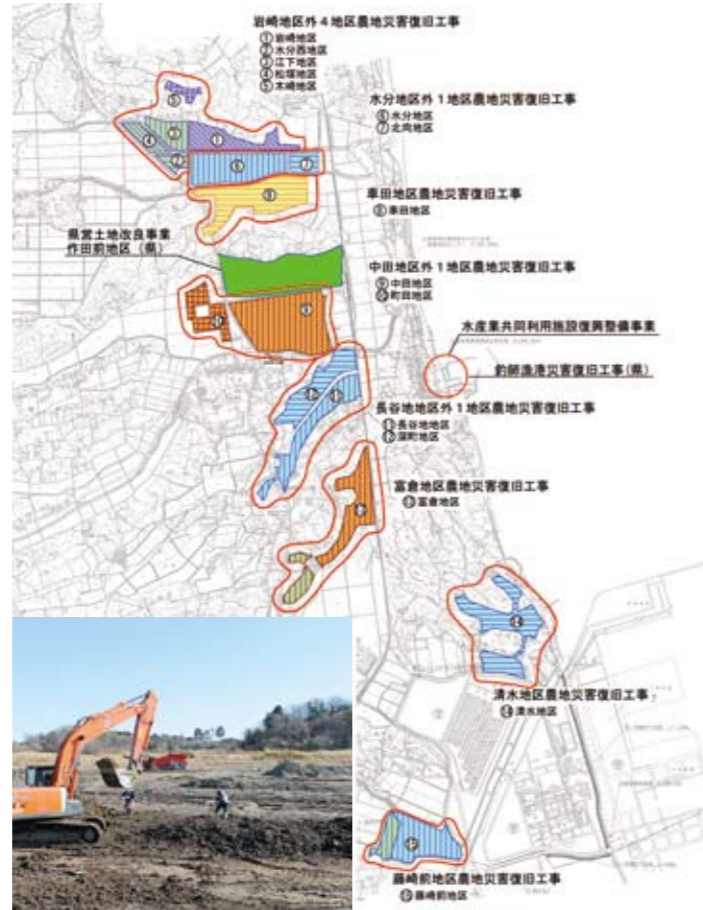
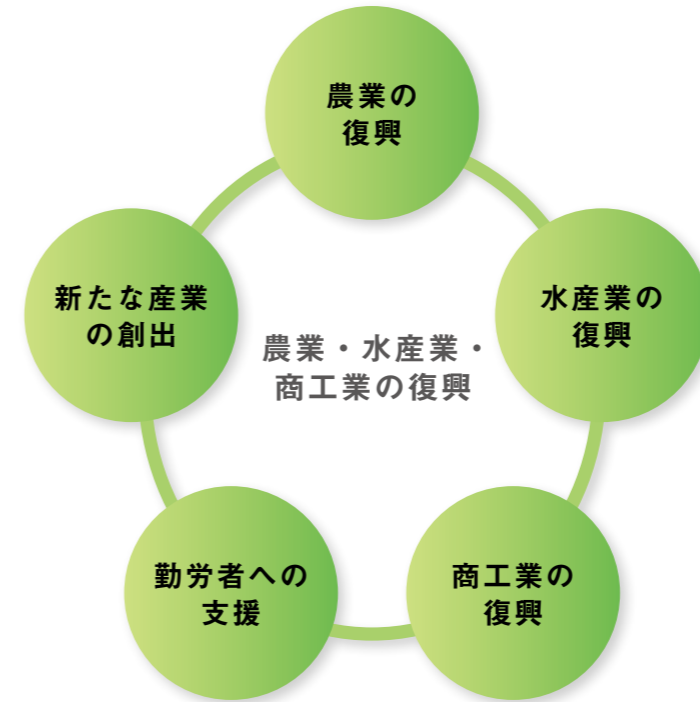


写真 5-21 農地の整備



# 仕事をとり戻す「農水産業・商工業の再興」

町の産業は、農地の浸水、漁港の損壊、風評被害など、震災によってこれまでになく大打撃を受けました。各産業を復興し仕事をとりもどすことは、町民の生活基盤を支えるためにも不可欠です。農業や漁業など既存産業の復興を図るとともに、再生エネルギーの活用や都市住民との交流など、新たな産業の創出にも取り組めます。

## 農業・漁業の正常化へ

町では津波被害だけでなく、原発事故による影響も大きく、各方面で風評被害に苦しみました。こうした状況を一刻も早く打開するため、町や住民をはじめ、行政や民間団体等が一体となった取り組みが推進されました。

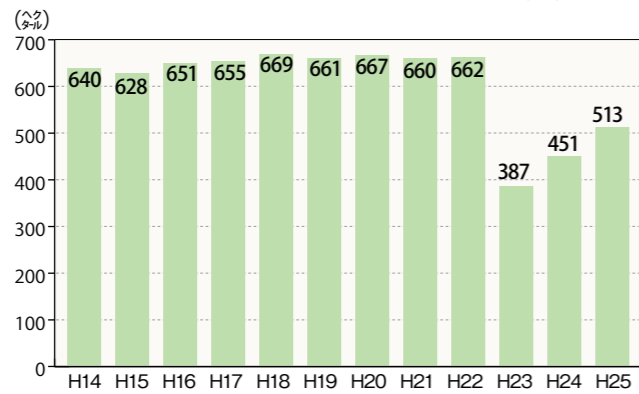
農業では、町内農地980ヘクタールの約40%にあたる約420ヘクタールが被災、堆積したヘドロは最大40センチメートル、その下にガレキが埋まっているという甚大な被害を受け、多くの農業機械も流失しました。こうした被災農家の経営再開を支援するため、農業の正常化に向け、被災農地の除塩及び復旧工事、排水機場の復旧及び排水路の整備などが進められました。

に向けた取り組みも行われ、ニラやイチジクなど特産品を活かした6次産業化、さらに低炭素・省エネによる大規模野菜工場の誘致などにも取り組んでいます。

## 漁港の復旧 操業再開に向けて

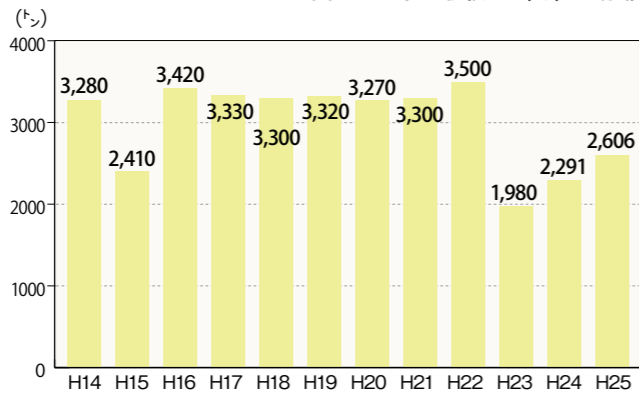
水産業では、津波被害により相馬双葉漁業協同組合新地支所所属の11隻の漁船が流失しましたが、沖に避難した34隻は被害を免れました。しかし、船はあっても漁港施設の被災や原発事故の影響により、一部魚種を除いてすべての操業自粛が続きました。それでも操業再開に向けて、釣師浜漁港や漁業施設などの復旧工事が始まり、釣師浜漁港の本体分は福島県で修築・復旧を行い、建物、荷捌き施設、漁具倉庫等の設備関係の復旧には復興交付金を活用しました。また、沖合、底引き網による試

図 5-6 米の作付面積 (㌖) の推移



震災前は650ヘクタール前後の水田で作付けが行われてきたが、平成23年は例年の6割程度の387ヘクタールの作付けだった

図 5-7 米の収穫量 (㌧) の推移



冷夏による不作となった平成15年以外は、約3,300トン～3,500トンの収穫があったが、震災があった平成23年は2,000トンを下回った

験操業とガレキ処理を実施しました。商工業では、店舗や事業所の事業活動を再開するため、店舗や事務所などの仮設施設の整備、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業な

どを行い、経営再建に向けた支援を推進しました。その他、「がんばろう福島」絆づくり応援事業などを活用し、勤労者の支援などにも取り組みました。



[米の全袋検査]



農家から運ばれた米は1袋ずつ検査を行った。ベルトコンベアーを流れ、機械の中を通過すると、放射線量が計測される



平成 24 年 9 月  
米の全袋検査開始

風評被害に立ち向かう  
安心安全の情報発信を

原発事故の影響による風評被害への対応では、正確な情報を消費者へ発信するため、農家や農業関係者らによる「新地の恵み安全対策協議会」を発足。平成 24 年 9 月から協議会による米の全袋検査及び食品の簡易分析を実施した。

平成 24 年度から始まった米の全袋検査は、1 日 1300 ～ 1500 袋の検査を全自動で行うもので、9 月から 11 月頃まで J A そうま新地総合支店のライスセンターで実施された。平成 24 年度、25 年度ともに、全ての米が基準値未満の結果であった。

食品の簡易分析は、地元の直売所「あぐりや」で実施しており、野菜をはじめとした様々な農産物について、安心安全の徹底に努めている。

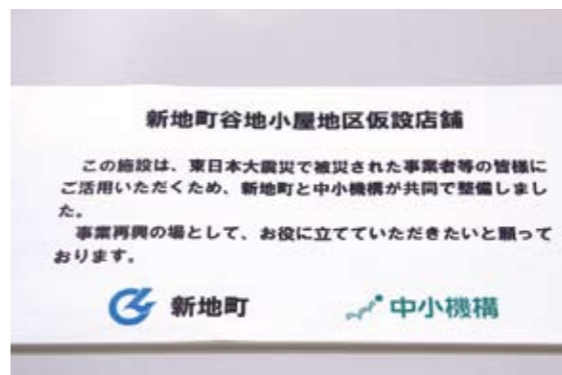


写真 5-22 新地町と中小機構が共同で整備



写真 5-23 仮設店舗内部

平成 23 年 8 月  
仮設施設整備事業

店舗等の再開拠点を整備

平成 23 年 8 月、被災した店舗や事務所などの再開拠点として、谷地小屋字萩崎の菅野医院東側に 4 区画、駒ヶ嶺 6 号バイパス相馬共火西側に 6 区画の仮設店舗・仮設事務所が整備された。

谷地小屋地区では、健歯科クリニック（歯科医）、ヨシダ美容室（美容業）、角屋（衣料品販売）、桜井電器（家電販売・修理）が営業を再開した。

駒ヶ嶺地区では、相馬ブレード（金属研磨業）、佐藤代治商店（日用雑貨等小売業）、相双教育用品（学校教材販売業）、山口特殊工場（機械器具設置業）、かね幸水産（鮮魚・総菜販売業）、谷田部板金（建築板金業）が事業を再開した。

小川公園仮設住宅入り口付近でも仮設店舗 1 棟を整備し、マルト水産が営業を再開。

平成 25 年 5 月  
農地用災害復旧関連区画整理事業

県営ほ場整備（作田前）着工

平成 25 年 5 月、農地用災害復旧関連区画整理事業作田前地区（県営）の工事安全祈願祭が執り行われた。

同事業は、震災前の新地駅の北西から国道 6 号までの約 28 ヘクタールの水田のほ場整備をするもので、大きさや形がバラバラな複数の水田を 1 ヘクタールの大区画水田に整え農作業の効率化を図るというもの。

同事業は、もともと平成 22 ～ 27 年までの工期で「作田前ほ場整理事業」として計画されていたが、津波被害により中断を余儀なくされていた。今回、流入したガレキ撤去などの農地災害復旧事業とほ場整理事業を組み合わせた「農地用災害復旧関連区画整理事業」として着手することとなった。町の農業振興に寄与する事業として期待されている。



写真 5-26 安全祈願祭の様



図 5-8 県営ほ場整備（作田前）



写真 5-24 平成 23 年 3 月 ガレキが堆積した農地



写真 5-25 平成 25 年 5 月 除塩やガレキ撤去を行い復旧

平成 24 年 9 月  
農地災害復旧事業

町内 8 地区で農地復旧を実施

町内農地は埴浜、釣師、大戸、小川地区を中心に約 424 ヘクタールが浸水したため、津波被害地を 8 地区に分け、平成 24 年 9 月より農地の復旧工事を実施した。ガレキ撤去や均平作業、畦畔の整備、用水路・排水路の整備、農道の整備等が総合的に行われた。

ため池、農道、用・排水路、揚水機場及び町内 6 地区にある排水機場の復旧工事は、順次施工し、平成 25 年度に機械設備が完了し、建物、吐出口は、平成 26 年度に完了する予定。

農地の復旧工事は同 25 年度中に約 130 ヘクタールが完了し、同 26 年度に約 60 ヘクタールの作付け計画があり、同 27 年度以降は約 75 ヘクタールの工事を完了する予定。





写真 5-29 新地やん味菜「かりん糖」



写真 5-30 新しい農業の形を目指す

平成 25 年 12 月  
商工業の復興

町の銘菓を共同開発

平成 25 年 11 月の復興産業まつりで、町の特産のニラとネギ味噌を使った「かりん糖」が新たな銘菓として披露され好評を博した。これは JA そうま園芸部会新地支部が、キリングループの「復興応援キリン絆プロジェクト」の助成を受けて東京・西東京市にある旭製菓と共同開発した製品。新しい農水産物の形として生産から加工、販売までを一体的に行う「6次産業」（1～3次産業を掛けた産業の意）が注目されるが、町内でもそうした取り組みが始まった。今後はリンゴやトマト、ソバなどの味付けも開発する。

また、地産地消の取り組みとして、特産のイチジクを使って「焼き肉のたれ」を「味菜くらぶ」が作るなど、地元の団体が新地産の農産物を使った加工品作りや食育運動を展開している。

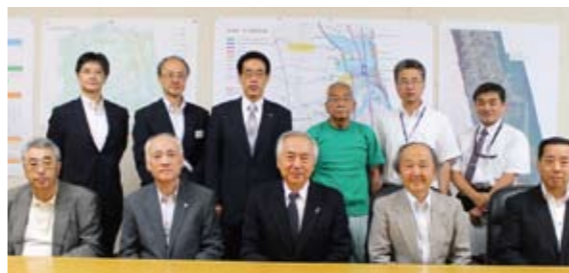


写真 5-27 産・学・官の連携  
(前列左から) 赤坂新地アグリグリーン代表取締役、伊藤明治大学副学長、加藤町長、中林准教授、脇坂ヨークベニマル部長 (後列左から) 山本清水建設部長、内田清水建設上席エンジニア、佐藤副町長、河内新地アグリグリーン取締役、平間企画振興課長、吉田農林水産課長



写真 5-28 栽培の様子

平成 25 年 9 月  
先端農業産業化システム実証事業

産・学・官の連携  
高糖度トマトの生産販売

平成 25 年 9 月、本町と明治大学のサンゴ砂礫農法による高糖度トマトの生産とブランド化の提案が、経済産業省の補助事業「先端農業産業化システム実証事業」に選定された。

この事業は町の農業法人新地アグリグリーンと明治大学、ヨークベニマル、清水建設が共同で行うもので、産・学・官の連携で実現した。

サンゴ砂礫農法は明治大学が特許保有する新農法で、土の代わりにサンゴ砂などを使用し、付加価値の高い高糖度トマトの大量生産を可能にした。アグリグリーンでは事業復興の目玉としてこの農法による栽培を手がけ、年間約 30～35 トンの生産を見込んでいる。収穫されたトマトはヨークベニマルの県内主要店舗で販売される予定で、新地産のブランド化で町活性化の起爆剤になると期待されている。



写真 5-31 再建地 (相馬港 5 号ふ頭)



写真 5-32 震災に耐えた液化アンモニア貯槽を再使用

平成 26 年 3 月  
商工業の復興

東北アンモニアセンターを  
再興

平成 26 年 3 月、昭和電工 (株) の東北アンモニアセンターが相馬港 5 号ふ頭に完成した。同センターは、震災で全壊した基地を復興するもので、液化アンモニア船舶受入設備、タンクローリー車充填出荷設備、アンモニア水製造設備などを再興した。

震災に耐えた液化アンモニア貯槽 2 基は再使用され、震災の教訓から、液化アンモニアタンクローリー車駐車場や管理事務所は、相馬中核工場団地東地区 X 区画内に新設される。

センター完成により液化アンモニア荷役数量は年間 1 万トンが見込まれ、地域復興に大きな期待が寄せられている。

[水揚げされたシラスの放射性物質検査]

水揚げされたシラスは、生と加工した状態で検査を受け、結果はともに不検出だったため、県内外の市場に出荷された



試験操業準備



水揚げ作業



トラックで松川浦漁港へ



放射性物質検査



放射性物質は不検出

平成 25 年 10 月  
水産業の復興

試験操業でシラス水揚げ

平成 25 年 10 月、相馬双葉漁業協同組合によるシラスの試験操業が、45 隻が参加して実施された。沿岸から約 10km の海域で約 5～6 時間操業し、3 年ぶりのシラス漁となった。

当日の釣師浜漁港への魚の水揚げは震災後初のことで、釣師浜と松川浦漁港を合わせて約 3.7 トンのシラスが水揚げされた。シラスは生と加工した状態で、漁港の検査室で放射線物質検査を受けたが、ともに不検出 (検出限界値未満) だったため県内外の市場に出荷された。



● 排水機場の被災状況 ●

[今泉排水機場]



[中浜田排水機場]



[大戸浜排水機場]



● 農地被災の様子と復旧状況 ●

農地のガレキ処理

パイプフレックスによる  
掻き起こし+人力によるガレキ拾い



スクリーン工法による  
ガレキ処理



[車田地区]



[長谷地地区]

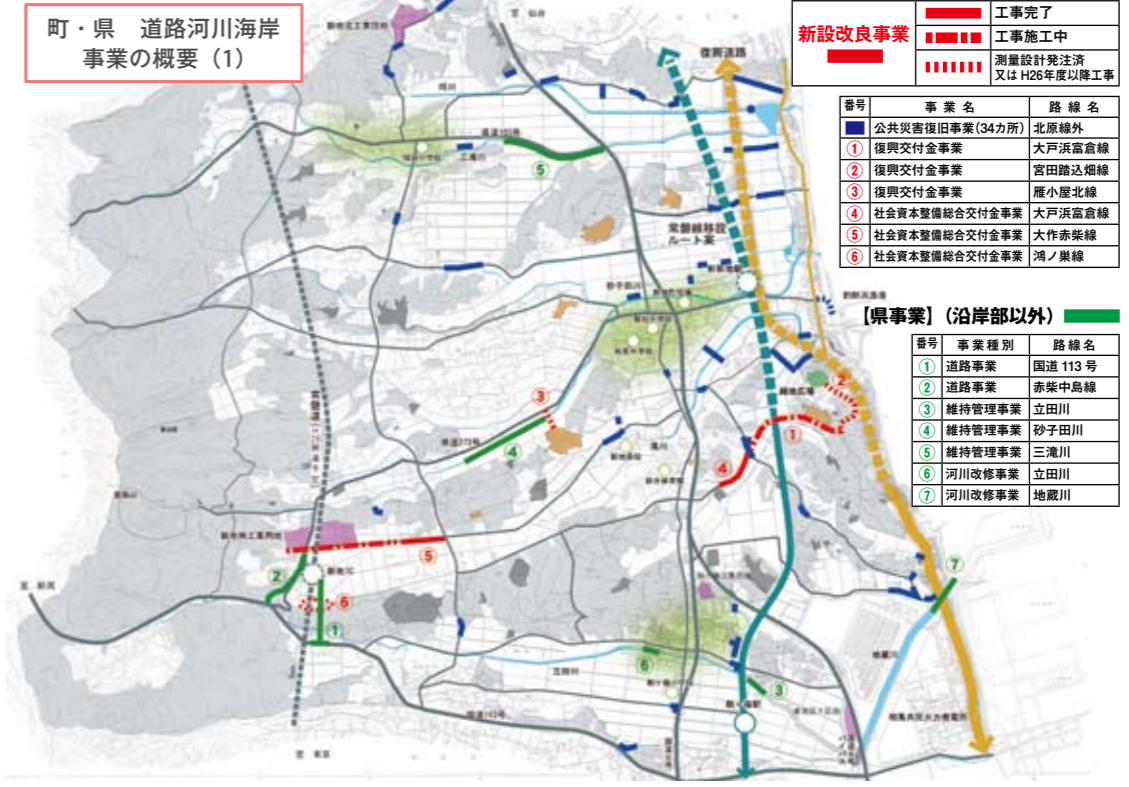


[中田地区]





安心できる暮らしを「ライフライン整備と医療・福祉の充実」



**接続道路の整備と海岸・河川の復旧**

河川の災害復旧事業では、三滝川の取付部(⑩)、濁川(⑪)、三滝川(⑫)、埴川(⑬)などで損壊や地盤沈下した場所の復旧工事が実施されます。

JR常磐線や相馬互理線など町の骨格となる道路・交通体系は被災し、上下水道管の損壊や電柱・電線の倒壊・流失により町のライフラインも寸断されました。安心の暮らしを取り戻すためには、こうした社会基盤の早期復旧を図るとともに、活力ある新しい町づくりに向けた道路や鉄道等の復興・整備、さらに医療・福祉の充実などが求められています。

震災では本町の道路・交通体系はもちろんのこと、海岸堤防・河川なども大きな被害を受けました。町の道路の復旧整備では、避難道路や復興団地の連絡道を優先し、復興交付金事業と社会資本整備総合交付金事業により整備をします。(上図、赤色表示)

大戸浜富倉線(①)は、大戸浜地区の避難道路で、延長1039mの二車線道路で町道中島今泉線まで整備されます。宮田踏込畑線(②)も避難道路の位置づけで、大戸浜の緑区、赤色表示)

大戸浜富倉線(①)は、大戸浜地区の避難道路で、延長1039mの二車線道路で町道中島今泉線まで整備されます。宮田踏込畑線(②)も避難道路の位置づけで、大戸浜の緑区、赤色表示)

大戸浜富倉線(①)は、大戸浜地区の避難道路で、延長1039mの二車線道路で町道中島今泉線まで整備されます。宮田踏込畑線(②)も避難道路の位置づけで、大戸浜の緑区、赤色表示)

**県の事業も着々 49カ所の災害査定**

上図は、道路河川海岸事業の概要を示したものです。市街地相互の接続道路である、県道相馬互理線(①)、県道赤柴中島線(②)、新地停車場釣師線(③)、新金山新地停車場線(④)は復興交付金事業で整備されます。現金山新地停車場線では、土地区画整理事業の計画に合わせて運搬道路としての整備を進めます。

県が担当する道路整備事業(上図、緑色表示)には、常磐自動車道新地インターの入り口(①)と県道赤柴中島線(②)があります。河川の堆砂の撤去作業では、3河川約5800mの土砂撤去を行い、立田川はJR下から藤見橋のあいだ(③)、砂子田川は坂下橋から約500mのあいだ(④)、三滝川は国道6号から大橋までのあいだ(⑤)が対象となり、平成25年度中に完了しました。さらに、河川の改修工事が2カ所あり、立田川(⑥)では観音橋から学校橋までの約200m、地蔵川(⑦)では立田川の合流地点までかさ上げ等を行います。上右図の青色は、今回の震災によって災害指定を受けた49カ所の町道です。これまでに48カ所の工事が完了しています。

避難道路や復興団地の連絡道を優先し、復興交付金事業と社会資本整備総合交付金事業により整備をします。(上図、赤色表示)

大戸浜富倉線(①)は、大戸浜地区の避難道路で、延長1039mの二車線道路で町道中島今泉線まで整備されます。宮田踏込畑線(②)も避難道路の位置づけで、大戸浜の緑区、赤色表示)

大戸浜富倉線(①)は、大戸浜地区の避難道路で、延長1039mの二車線道路で町道中島今泉線まで整備されます。宮田踏込畑線(②)も避難道路の位置づけで、大戸浜の緑区、赤色表示)

大戸浜富倉線(①)は、大戸浜地区の避難道路で、延長1039mの二車線道路で町道中島今泉線まで整備されます。宮田踏込畑線(②)も避難道路の位置づけで、大戸浜の緑区、赤色表示)

地広場から大戸浜富倉線の避難道路に接続する延長500mの道路です。雁小屋北線(③)は、県道赤柴中島線に通じる延長160mの二車線道路で、途中の砂子田川の橋梁は架け代えの予定。

大戸浜富倉線(④)は、富倉公会堂から町道中島今泉線までの道路です。大作赤柴線(⑤)は、新地南工業団地と常磐自動車道の新地インターチェンジのアクセス道路で、延長1263m。

鴻ノ巣線(⑥)では、新地インターの南側に常磐自動車道の高速バス乗り場を計画中で道路延長450m、二車線道路の予定です。



■ 主な調査内容

第1回	平成23年 12月21日	・復興計画について
第2回	平成24年 1月12日	・防災集団移転計画について ・農地災害の復旧について ・土地利用計画について
第3回	2月10日	・新地町復興計画について ・復興交付金について ・福島第一原子力発電所事故の現状と課題について ・補償問題について
第4回	2月27日	・新地町復興計画について
第5回	5月18日	・農地の復旧について ・除染関係について ・防災集団移転関係について
第6回	7月19日	・復興整備計画(案)について
第7回	8月20日	・防災集団移転促進事業の買取計画及び進捗状況 ・自力再建支援事業の状況について ・被災高齢者共同住宅整備事業の進捗状況について ・復興交付金について ・JRの復興計画について ・中島地区の都市再生区画整理事業及び津波拠点地域復興市街地整備事業の計画について
第8回	10月24日	・防災集団移転促進事業について ・JRの進捗状況について ・農地災害復旧工事について
第9回	11月19日	・被災高齢者住宅について ・愛宕東地区災害町営住宅について ・都市再生事業について
第10回	平成25年 2月12日	・防災集団移転促進事業の進捗状況 ・被災市街地復興土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業
第11回	5月23日	・防災集団移転促進事業現地調査 ・災害町営住宅等の現地調査
第12回	6月18日	・災害町営住宅のスケジュールについて ・大戸浜富倉(避難道路)について
第13回	8月21日	・新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業について ・災害町営住宅の建設について ・防災集団移転団地の進捗状況について
第14回	12月12日	・災害町営住宅及び防災集団移転団地の現地調査
第15回	平成26年 2月10日	・新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業について ・防災集団移転団地について ・防災緑地について ・防災システムについて

新地町復興対策特別委員会  
— 新地町議会

新地町議会は、震災直後から「東日本大震災災害対策特別委員会」を設置し、町の復旧に向け生活の再建、雇用の確保、JRの早期復旧、農・漁業の再生、放射能除染などの調査・提案を行った。平成23年12月から、「新地町復興対策特別委員会」を設置し、調査検討・防災計画等の見直しを含め、町民が安心して暮らせる町づくりについて町に要請を行っている。

今も多くの被災者が仮設住宅などで生活を送っており、一日も早い復興に向けて、引き続き生活再建、雇用の確保、JRの早期復旧、農・漁業の再生、放射能除染など町民が安心して暮らせる町づくりの取り組みが必要である。

将来にわたって持続可能な地域社会を構築するのが真の復興であり、そのためには、住民生活の基盤となる産業・雇用の確立を図っていかねばならない。

新地町の一日も早い復興のため、町民の代表として各種事業の進捗状況などを調査検討していく。



写真 5-33 防災集団移転団地の視察



写真 5-34 愛宕東災害町営住宅視察

■ 基本方針

町内全域を除染実施区域とし、長期的な追加被ばく線量年間1mSV以下を目標とする

■ 計画期間

平成23年12月～平成28年3月末

■ 優先順位

放射線の影響を受けやすい子どもの生活空間(保育所、学校施設等)を考慮して優先順位を定める

■ 除染の実施

除染作業は、空間線量率に応じて適切な除染方法で実施する

■ 除去土壌等の処理

除去土壌等は、国設置の「中間貯蔵施設」に搬入するまでのあいだは、町が設置する仮置場に運搬・保管する。保管期間は3～5年

平成23年12月～24年6月  
除染実施計画

除染実施計画を策定

平成23年12月、本町は「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された。町では、国の「除染に関する緊急実施基本方針」により「新地町除染計画(第1版)」を策定し、長期的な追加被ばく線量年間1mSV以下を目標に、除染に努めることになった。

平成24年6月、同除染計画を法定計画とするために策定された「新地町除染実施計画(第2版)」が環境大臣より正式に承認された。これにより町では今後、実施計画に基づき除染に取り組むこととなった。

実施計画の概要は左記のとおりである。

■ 除染作業スケジュール

優先順位	除染対象	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	保育所、小・中学校、学童保育施設、通学路、側溝	→			経過を観察し、追加除染が必要な場合は、適宜対応	
2	公園、公共施設 住宅・宅地 それに付随する建物 生活路、側溝	→			経過を観察し、追加除染が必要な場合は、適宜対応	
3	店舗・工場	→			経過を観察し、追加除染が必要な場合は、適宜対応	
	その他の道路	→			経過を観察し、追加除染が必要な場合は、適宜対応	
4	農地、森林(生活圏)牧草地	→			経過を観察し、追加除染が必要な場合は、適宜対応	
	森林(その他)、河川農業用ため池	今後、国から示される方針に基づき対応				

■ 除染・処分の流れ

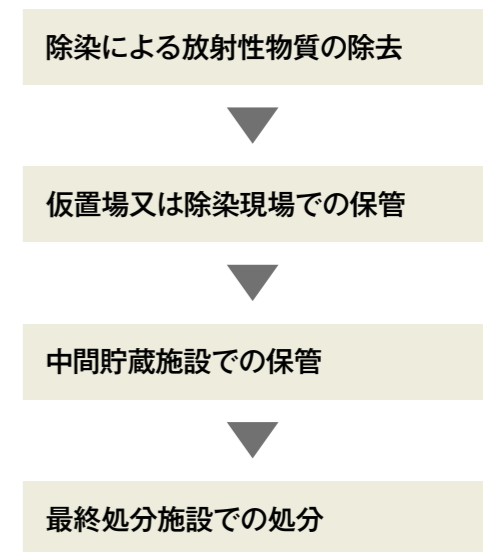






写真 5-38 損壊した下水道管内部  
損壊箇所から土砂が流入し、詰まった状態



写真 5-39 復旧後

平成 25 年 8 月  
ライフラインの復旧

上下水道と電気の復旧

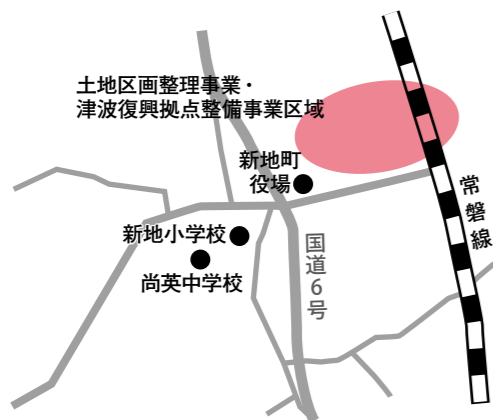
地震当日の 3 月 11 日、全域で断水した水道の復旧は、3 月 14 日 30% (駒ヶ嶺国道上)、同 17 日 60% (福田、山手方)、20 日 70% (駒ヶ嶺国道下、新地国道上)、30 日 90% (藤崎、今泉、小川、木崎) と進み、4 月 15 日 100% (大戸浜、中島) となり、約 1 か月間で町内全域での復旧を完了した。

一方、下水道は平成 25 年 8 月末日、公共下水道全区域で総延長 5,598m の下水道管、37 カ所のマンホール、4 カ所のマンホールポンプ場、154 カ所の取付管の復旧工事を完了した。また下水管はより強度の高い管を使用し減災効果を高める対策をした。併せて、被災した新地浄化センターと農業集落排水処理施設の復旧も完了した。

さらに、町内約 7 割が停電した電気の復旧は、平成 23 年 3 月 31 日 90% (今泉)、4 月 19 日には 100% (作田) となり復旧を完了した。



写真 5-40 新地駅周辺地区 空撮



平成 26 年 2 月  
土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業

新地町での復旧・復興事業  
合同起工式

JR 常磐線新地駅周辺を含む新地町における復旧・復興整備事業の起工式が福島県との合同により平成 26 年 2 月 28 日に行われた。新地駅は津波により被災したため、新たに南西側 300 m に新設され、新・新地駅周辺からの復興の前進が期待されている。

新地町では、公共施設の整備や地盤の高上げ等の基盤整備及び土地利用の誘導を図るとともに、産業・就労の場の創出、利便性の高い商業施設の設置や防災拠点の整備を、土地区画整理事業と津波復興拠点整備事業の複合整備により、安全・安心なまちづくりを平成 29 年度までに行う予定である。

また、この市街地を津波被害から守る防災緑地事業、隣接する市・町を結びつける県道相馬亘理線をはじめとした道路事業についても、新地町の復興に非常に大きな役割を果たすことが期待されている。



図 5-9 『防災緑地ワークショップ新聞』第 1 号

写真 5-35 防災緑地ワークショップ  
住民ならではの活発な意見交換が行われた

平成 25 年 6 月～10 月  
防災緑地

釣師防災緑地  
ワークショップ

町では、津波被害を受けた釣師地区において、防災緑地の整備を計画している。

整備される防災緑地では、防災機能を確保しながら、自然豊かで、スポーツや文化活動、防災のために利用され、育てられる緑地をめざす。

設計段階から住民と協働で意見を出し合う『ワークショップ』を開催し、そこで集約された意見や提案を設計内容や管理方法等に反映しながら進行する。



写真 5-36 和歌山県みなべ町 調印式



写真 5-37 滋賀県竜王町 調印式

平成 25 年 12 月  
安心・安全への備え

災害時の  
相互応援協定を締結

平成 25 年 12 月、町では災害時の相互応援協定を、和歌山県みなべ町と滋賀県竜王町、それぞれと締結した。

みなべ町は、南海トラフ巨大地震による津波被災が懸念される沿岸部にあり、遠隔地との応援態勢構築など災害対策を進めている町で、本町とは応援職員の派遣を受けた縁で実現した。

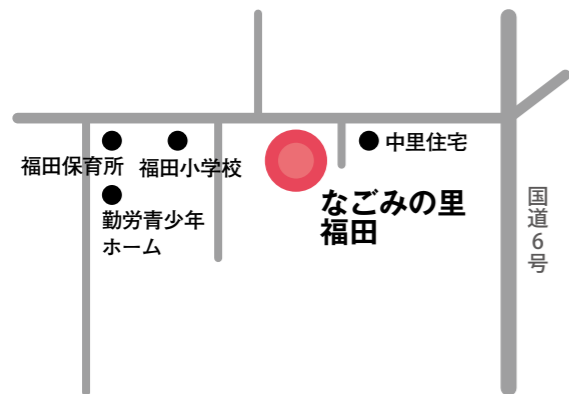
一方、震災前から行政視察などの交流があった竜王町とは、震災後も物資支援の継続や小学生同士の体験交流などでつながりを強めてきたという経緯がある。

大規模災害の発生に備えて遠方の自治体と相互応援協定を締結することは、震災の経験から学んだ教訓の一つであり、互いに応援し合うコミュニティの大切さを今後も継続していくことになった。





写真 5-42 社会福祉法人しんち福祉会 なごみの里 福田



平成 26 年 3 月  
医療・福祉の充実

高まる介護需要に対応  
「なごみの里 福田」新設

町内で唯一の特別養護老人ホーム「新地ホーム」を運営する社会福祉法人しんち福祉会では、高まる介護需要に対応するため、新たに高齢者福祉施設を建設する。公募により選ばれた施設の名称は「なごみの里福田」で、福田小学校の東にある約 1 万 8000㎡の敷地に整備された。

特別養護老人ホームとデイサービスなどを備える高齢者福祉施設で、入居 50 床、短期入所 10 床、デイサービスの定員は 25 人。施設内には交流スペースがあり、地域住民も利用できる地域に開かれた施設として、4 月から開所される。

また、蓄電池を備えた太陽光発電装置や備蓄庫を設け、災害時の対応が可能で高齢者などの要援護者を緊急的に受け入れる福祉避難所にもなるという。入居者だけでなく、地域住民にとっても安心の施設となった。

平成 26 年 2 月  
道路交通網の整備

常磐自動車道の開通へ

地元悲願の常磐自動車道の全線開通へ、建設工事が続いている。

原発事故の影響で通行止めとなっていた、広野～常磐富岡インターチェンジ間 16.4km が平成 26 年 2 月、約 3 年ぶりに再開通した。南相馬～相馬間 14.4km は開通済みで、未開通区間のうち相馬～宮城県・山元間 25km、浪江～南相馬間 18km は、平成 26 年中の開通が見込まれる。常磐富岡～浪江間 14km は平成 27 年ゴールデンウィーク前を見込んでいる。

また、復興支援道路として東北中央自動車道（相馬～福島、全長 45km 区間）が計画されており、開通すれば東北自動車道とつながることになる。これら道路の整備により、地域観光の活性化や物流の効率化など町の振興に大きな力となる。

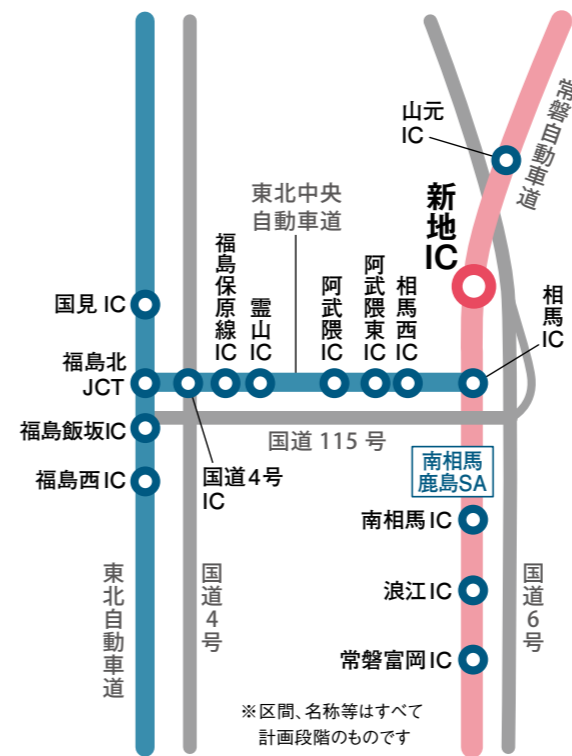


図 5-10 常磐自動車道及び東北中央自動車道建設予定図

● 被災・復旧状況 ●

[新地浄化センター内部]



平成24年2月



平成25年1月

[道路状況②]



平成23年3月



平成24年12月

[道路状況①]



平成23年3月



平成24年12月



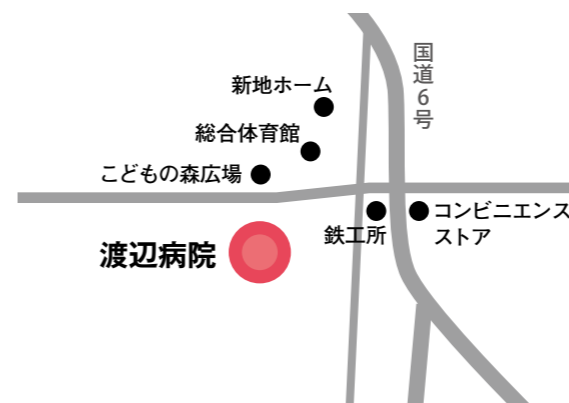
写真 5-41 開院した医療法人伸裕会 渡辺病院

平成 26 年 3 月  
医療・福祉の充実

地域医療の拠点  
「渡辺病院」が誕生

平成 26 年 3 月 10 日、南相馬市より新築移転した渡辺病院（医療法人伸裕会）が町内に開院した。（南相馬市の病院では外来診療のみ実施）。

診療科目は外科、内科、整形外科、消化器内科、脳神経外科、循環器内科、心臓血管外科、泌尿器科など 15 の診療科目をもつ総合病院で、入院治療や手術を必要とする 2 次救急にも対応できる。病床数は 140 床（1 病棟 46 床からスタート）で診察室は 13 室、手術室は 2 室。MRI や CT 機器、X 線装置などの医療機器を備え、在宅医療の支援や大規模災害にも対応できる。町の地域医療に新たな拠点が誕生することとなった。





# 新地町 防災の心得

東日本大震災は、大規模な地震と津波に加え、原子力発電所の事故が重なるという未曾有の大災害となり、地震の恐ろしさを改めて思い知らされました。

新地町では、これらの経験をもとに、町民のみなさんが安心して生活できる災害に強い安心・安全なまちづくりに向けて、防災対策に取り組んでいます。

地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが大切です。そのためには、日ごろから地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう、正しい心構えを身につけておくことが必要です。

この「新地町 防災の心得」では、災害に備えるの準備と災害が起きたときの対処方法をまとめました。災害に備える「防災」と、災害時の被害を少しでも減らす「減災」のためにご活用ください。

## 災害に備える 安心・安全な まちづくり



落ち着いて  
行動・避難、  
町の指示に従う  
(60代 女性)

情報をしっかりと  
確認し、安全を守る  
行動をとること  
(60代 女性)

揺れがおさまるまで、  
身を守って  
落ち着いて外にでる  
(60代 男性)

自分の身を守る。  
周りの人たちと  
つながりを大切に  
しておく  
(20代 女性)

ラジオをつけて、  
落ち着いて行動。  
海の近くにいるなら、  
急いで高い所に避難  
(30代 男性)

助かること、  
生きること  
(30代 男性)

まず外へ、  
家の近くには  
いないこと  
(60代 女性)

【新地町震災・復興記録集づくり  
ワークショップより】

今後地震がきたら  
まずはどのような行動を  
とりますか  
大事なことは何ですか

すぐに高い所に  
避難  
(30代 男性)

普段から  
シンプルライフ  
(50代 女性)

まずは避難し、  
決して自己判断で  
家に戻ってはいけない  
(女性)

身一つで逃げ  
欲張らないこと  
(50代 女性)

落ち着いて  
自分の身を守ること  
(60代 男性)

普段から  
大事な物は  
一まとめにして  
おくこと  
(60代 女性)

とにかく何も  
持たなくてもよい、  
いち早く逃げること  
落ち着くまで家に戻らないこと  
車のガソリンも常に確認  
(60代 女性)

すぐ逃げよう  
(50代 女性)

命を守ること  
(30代 男性)



大事なもの、  
家族の逃げる場所を  
しっかり決めておくこと  
(60代 女性)

自分自身の身を  
守ることを一番に  
(40代)



# 家族で話し合おう

大規模災害が発生したときあわてずに行動できるように、家族での行動や役割分担を決めておきましょう。

1

## 家族一人ひとりの役割分担を決める

- 日常の防災対策の役割と、災害発生時の役割を決めておきましょう。
- 家族に高齢者や障がい者、乳幼児などがいる場合には、面倒を見る人を決めておきましょう。



4

## 家族が離ればなれになったときの連絡方法を確認する

- いざという時の連絡先・連絡方法を決めておきましょう。
- 災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を確認しましょう。

→ 207 ページ参照



2

## 危険箇所をチェックする

- 家の内外に危険なところがないかチェックしましょう。
- 危ない場所があったら、修理や補強をしておきましょう。

→ 200・201 ページ参照



5

## 非常持出品をチェックする

- 必要なものが揃っているかチェックし、置き場所を決めておきましょう。また、誰が何をもち出すかも決めましょう。
- 機器の作動状態や食べ物の賞味・消費期限のチェックも忘れずに行いましょう。

→ 195 ページ参照



3

## 避難所、避難経路を確認する

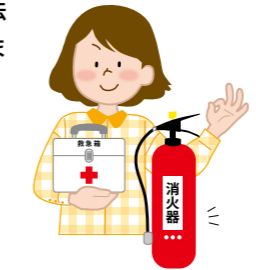
- 地域の避難所を確認しておきましょう。家族が離ればなれになったときの集合場所も決めておきましょう。
- 休日などを利用し、家族で避難経路などの下見をしておきましょう。



6

## 防災用具をチェックする

- 消火器や救急箱の置き場所や製造年月日、有効期間などを確認しましょう。
- 消火器の使い方を確認しましょう。
- 応急手当の方法を覚えておきましょう。



# 非常持出品を用意

最低3日以上生活できるように、家族構成に合わせて用意しておきましょう。

## 非常持出品

災害時に最初に持ち出すもの



**衣類・タオル**  
下着、防寒用の衣類などを用意。タオルは汚れのふき取りやケガの手当などに便利。



**非常食・水**



**防災ずきんや帽子ヘルメット**

**その他**  
ナイフ・缶切り、使い捨てカイロ、マスク等



**貴重品**  
現金、健康保険証のコピーなど。



**底の厚い靴**

また、夜間の地震発生に備え、寝室に懐中電灯や、床に飛散したガラスによるけがを防ぐために厚手のスリッパや運動靴などを用意しておくのも良い。



**救急医薬品**  
傷薬、ばんそうこう、解熱剤、風邪薬、胃腸薬、目薬など。常備薬があれば忘れずに用意。



**懐中電灯・携帯ラジオ**  
懐中電灯はできれば一人ひとつ用意。予備の電池も用意。

## 非常備蓄品

復旧までの数日間を支える



**燃料・防寒具**  
卓上コンロや予備のガスボンベのほか、毛布、寝袋、使い捨てカイロなどがあると便利。



**水**  
飲料水は大人一人あたり1日3リットルが目安。3日以上を用意する。水の配給を受けるためのポリ容器などがあると便利。



**食料品**  
缶詰やレトルト食品など非常食3日分以上を備蓄。食器類やラップなども用意。

**乳幼児のいる家庭**  
粉ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど

**妊婦のいる家庭**  
脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄綿および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳など

**要援護者のいる家庭**  
着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、予備のメガネ、緊急時の連絡先表など



## 地域ぐるみで防災対策を 自主防災組織

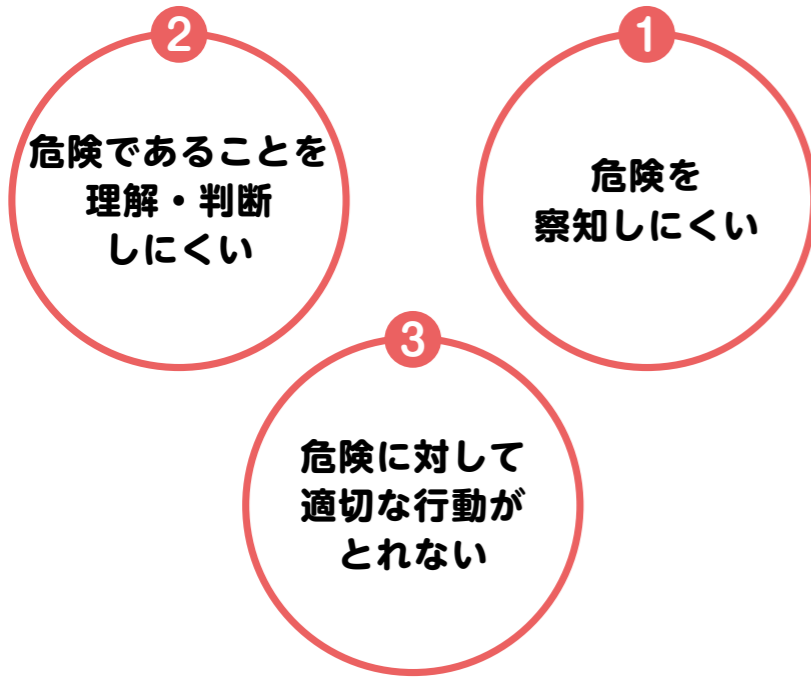
災害が発生したとき、交通網の寸断・同時多発火災などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんな時に力を発揮するのが、「地域ぐるみの協力体制」です。自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、地域の人々が自発的に防災活動をする組織です。災害時はもちろん、災害後の避難所の運営や、その後の復旧活動にも大きな力を発揮します。



防災訓練

町などで開催される防災訓練に積極的に参加し、防災の知識を身につけましょう。

## 災害時におけるハンディキャップとは



- 具体的には…ひとり暮らし、寝たきり等の高齢者、肢体不自由・聴覚・視覚などの身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人 など

突然の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、普段から何らかの助けが必要な人です。こうした避難行動要支援者を守るために、地域で協力し合いながら支援をしていきましょう。

## 避難行動要支援者に やさしいまちづくりを

### 災害時

人命を守り、被害の拡大を防ぐために行動します。

#### すぐに状況を伝える

突然災害が起これば、誰もが不安になるものです。筆談や身ぶり手ぶりなど、できる限り避難行動要支援者の状態に合った方法で状況を伝えましょう。

#### 安全な場所に誘導する

自分で体を守ることができない避難行動要支援者には、すばやく安全な場所に誘導する。一人で誘導するのが難しい場合には、まわりの人に協力を求めましょう。

#### 困ったときこそ温かい気持ちで対応を

非常時にこそ、不安な状況に置かれている人の立場に立ち、支援する心構えを。温かい思いやりの心で接するようにしましょう。

### 平常時

災害に備えるための活動をします。

#### 地域の防災環境の点検を

- 避難路（交通状況や路上の段差など）は、車椅子でも通れるか、また夜間はどうかなど点検しておきましょう。
- 地域の危険性（がけ地・古い塀のある場所など）を確認しましょう。

#### 日頃から積極的なコミュニケーションを

どこにどんな状態の避難行動要支援者がいるのかを把握し、災害時にどのような支援が必要かを確認しましょう。

#### 地域での具体的な支援・協力体制を 決めておく

一人の避難行動要支援者に対して、複数の住民で支援するなど具体策を考えましょう。

### 災害時

人命を守り、被害の拡大を防ぐために行動します。

#### 初期消火

#### 避難誘導

#### 救出・救助

#### 情報の収集・伝達

#### 避難所の管理・運営



### 平常時

災害に備えるための活動をします。

#### 地域内の安全点検

#### 防災知識の普及・啓発

#### 防災訓練



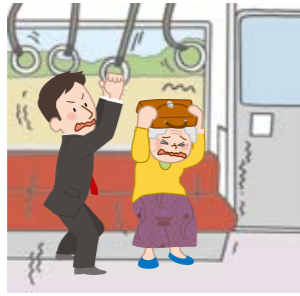


外出先で地震にあった場合

4

電車やバスの中では

- 停車の衝撃に備え、つり革や手すりにしっかりとつかまる。
- 網棚からの荷物の落下に備え、手荷物で頭を保護する。
- 勝手に降車せず、係員の指示に従う。



1

路上では

- 手荷物などで頭を守り、広場などへ移動する。
- 繁華街ではガラスや看板などの落下物に注意し、住宅街ではブロック塀や門柱から離れる。
- 自動販売機等の転倒にも注意が必要。
- 落ちるおそれがあることを想定して、橋の上からはすぐに避難する。

2

車の運転中は

- 急ブレーキは事故のもと。徐々にスピードを落とし、道路の左側に停止してエンジンを切る。
- 揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオなどで情報を確認する。
- 緊急時に移動させる場合は緊急車両の支障にならないよう考慮する。
- 車を離れるときは貴重品を持ち、キーはつけたままでロックもしないようにする。



5

海岸・がけ付近では

- 海岸にいたら直ちに高台や近隣の高い建物へ避難する。
- がけ付近にいたら、崩れる危険性のある場所からすぐに離れる。



6

スーパーでは

- 陳列棚から商品が落下したり、ショーケースの転倒、ガラスの破片に注意する。柱や壁際に身を寄せ、手荷物で頭を守る。
- あわてて出口に殺到するとパニック状態になることもあり危険なので、店員の指示に従って行動する。

3

エレベーターの中では

- 地震時停止装置が作動すると自動的に最寄りの階に停止するのでそこで降りる。自動停止しない場合は、すべての階のボタンを押し、停止した階で外に出る。
- 閉じ込められた場合は、非常ボタンやインターホンで外部と連絡をとり、救出を待つ。無理に脱出するのは危険。

揺れを感じた時の対処法

4

危険と判断したら最寄りの避難所へ行こう

- 事前に、自分の最寄りの避難所を覚えておく。
- 避難の前に電気器具、ガス栓、戸締りなど安全確認をする。
- 高齢者、体の不自由な人などがある家庭は早めに避難する。
- 携行品は必要最小限として、リュックサックなどで背負い、両手が自由になるようにする。
- 消防、警察、町など防災関係者の指示に従い、家族全員で行動する。



1

まず自分の身を守ろう

- 机やテーブルの下に身をかくす。
- あわてて外へ飛び出さない。
- ドアや窓を開け避難路を確保する。



2

冷静に火災を防ごう

- 火元を確認し消火する。
- ガスの元栓を締め、ブレーカーを切る。



5

正しい情報を入手

- テレビ、ラジオ、防災行政無線、警察署などの情報に注意する。
- 206・207 ページ参照



3

危険な場所に近づかない

- 一度外に出たら安全が確認できるまで、家の中には戻らない。
- 狭い路地や塀ぎわ、崖や川べりは歩かない。





身の回りには、災害が発生すると危険なところがたくさんあります。日頃から、危険箇所の点検を心がけましょう。

### 屋内の安全対策

#### 食器棚

扉が開かないよう金具をつけて、扉が開いても中の食器が飛び出すのを防ぐ。

#### 照明器具

1本のコードですつるすタイプのは、鎖と金具で数カ所留める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで留めておく。

#### 住宅用火災警報器

煙や熱を感知すると警報音で知らせてくれる。消防法改正により家庭でも設置が義務付けられた。

#### 窓ガラス

飛散防止フィルムを室内側にはる。

#### カーテン

防火加工されたものを使う。

#### テレビ

できるだけ低い位置に置き、金具やロープ、装着マットなどで下・柱・壁に固定する。

#### 暖房器具

ストーブなどの暖房器具は、対震自動消火機能を確認する。

#### 本棚・タンスなど

なるべく壁面に接近させておき、上部をL字型金具で固定するか、家具の下に板などをはさみ、壁面にもたれさせる。二段重ねの場合は、つなぎ目を金具で連結する。

重い物や硬い物は、棚や家具の上などの高いところには置かない。



### 屋外の安全対策

#### 雨どい・雨戸

雨どいの継ぎ目がはずれていないか、落ち葉や土砂などが詰まっていないかをチェック。雨戸はたてつけが悪くなっていないかをチェックし、問題があれば修繕する。

#### 屋根

屋根瓦やアンテナが不安定になっていないか確認し、問題がある場合は補強する。

#### ベランダ

整理整頓し、落下する危険がある植木鉢やエアコンの室外機は配置を換えるか固定する。

#### 玄関まわり

自転車や植木鉢など、出入りに支障となるものは置かない。

#### ブロック塀

土中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものなどは補強する。ひび割れや傾き、鉄筋のさびがある場合は修理する。

#### プロパンガス

倒れないように、しっかりと土台の上に置き、鎖で壁面に固定しておく。





地震等により津波が発生する可能性がある場合は、気象庁より津波注意報・警報が発表されます。M（マグニチュード）8を超える地震の場合は、第1報の発表の後、第2報を発表、M8以下の場合は第1報として津波高を発表します。

### 津波警報・注意報の分類


予測される津波の高さ		種類	想定される被害
数値での発表 (発表基準)	表現		
10 m超 (10m < 高さ)	巨大	大津波警報	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
10 m (5m < 高さ ≤ 10m)			
5 m (3m < 高さ ≤ 5m)			
3 m (1m < 高さ ≤ 3m)	高い	津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
1 m (20cm ≤ 高さ ≤ 1m)	(表記しない)	津波注意報	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

(引用:気象庁資料)

- **津波の高さ** 気象庁が発表する津波の高さは、海岸付近の海面がどのくらい高くなるかをいいます。津波の高さは、海岸や湾の地形によって予想された高さ以上に遡上することがあります。
- **遡上・遡上高** 津波が海岸を駆け上ることを遡上といい、ときには数十メートルに及ぶことがあります。この高さを遡上高といいます。

津波発生時の避難に役立てるため、津波標識が設置されています。いざというときに的確な判断で避難できるよう、近くの津波避難標示板をチェックしておきましょう。

### 津波に関する標識を確認しよう



**海拔表示**

浸水区間起終点標識及び主要交差点の案内標識又は歩道橋柱などに設置されています。海拔情報を提供し被害を軽減することを目的とします。



**津波浸水区間**

国道上の津波浸水区間内であることをお知らせします。浸水区間を明示し、道路利用者（車両・歩行者）の避難行動を促すことを目的とします。



**津波浸水区間起終点**

国道上の津波浸水区間の起終点を標示しています。平常時より浸水の範囲を認識することで、避難行動の目安としても機能します。


4 **海岸・河川に近づかない**

津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。




1 **より高い場所に避難する**

強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、ただちに海岸から離れ、高台など安全なところに避難すること。



5 **津波はくり返しくる**

津波はくり返し来襲する（発生から6時間以上）ので、津波警報・注意報が解除されるまでは避難した場所にとどまること。



2 **警報が出たらただちに海岸から離れる**

地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、ただちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難すること。



3 **正しい情報入手**

正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、広報車などを通じて入手すること。  
→ 206・207 ページ参照





### 避難所生活での心得

4

#### 感染予防

- 手、指を清潔にしましょう。
- 外出後の入室時には手洗いと共に、うがいをしましょう。
- 熱や咳、くしゃみの出ている人、介護を行う人はマスクをしましょう。



5

#### 避難行動要支援者への配慮

- 各避難所において、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦などを優先して、和室や空調設備のある教室などに割り当てましょう。
- 和室や多目的室等で、トイレに行きやすい場所を福祉スペースとしましょう。

6

#### 女性への配慮

- 避難所には最低限の間仕切りしか確保できないため、着替えなどのために人目につかない場所を確保できるように配慮しましょう。
- 女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場の確保について検討し、女性が安心して利用できるよう配慮しましょう。
- 衣類や生理用品など女性が必要とする物資を、女性の担当者から配布できるような体制をとりましょう。



1

#### 共同生活

- リーダー、副リーダーを置き、避難所運営のためのルールや各自の役割分担を決めましょう。
- 一部の人のみに負担がかからないようにみんなでできることを分担し協力しましょう。
- 消灯時間、食事の時間等、各避難所で決められた時間を守りましょう。
- 食料の配給は、公平性の確保に最大限配慮しましょう。



2

#### 生活環境を衛生的に

- 共有スペースはもちろん、個人のスペースであっても清潔に保ち整理整頓に努めましょう。
- 食事の前には手洗い・うがいを励行し、体操などで体を動かし健康の保持に努めましょう。
- トイレの清掃・消毒は定期的に行い、清潔で安心できる環境をつくりましょう。

3

#### 安全管理

- 余震などにより避難所に危険箇所が発生する可能性もあります。何か異常を発見したら、直ちに施設管理者または避難所運営本部に連絡しましょう。
- 避難所には避難者以外にも、さまざまな人々が入りますが、不審者を見かけたら、施設管理者または避難所運営本部に連絡しましょう。



人的被害の発生する危険性が高まった状況です。避難するのに時間がかかる高齢者などの要支援者やその支援者は避難を始めます。



人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況です。すべての住民は指定された避難場所に避難します。



人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況です。避難していない住民はただちに避難します。

【災害危険度】

避難準備  
(要支援者避難)  
情報

避難勧告

避難指示

災害による被害が発生するおそれがある場合、避難に関する情報が発表されます。避難情報が発表された場合は、適切に避難するようにしましょう。また、危険を感じた場合など、避難情報が発表されるようにも自主的に安全な場所に避難するように心がけましょう。

### 安全に避難するために



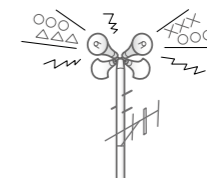
#### 安全な服装で

身軽な服装で露出部分を少なくし、ヘルメットなどで頭を守り、靴は底のしっかりした靴をはくようにしましょう。



#### 隣近所で声をかけ合う

隣近所の人たちに声を掛け合い集団で避難しましょう。お年寄りや体の不自由な方、幼児を優先に避難させましょう。



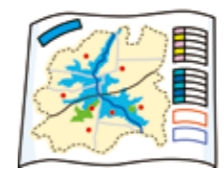
#### 情報に注意する

避難の勧告があった場合は、すみやかにその指示に従いましょう。



#### 塀などに近づかない

ブロック塀や自動販売機などは倒れると危険なので、決して近づかないようにしましょう。



#### 事前に準備を

日頃から避難場所までの安全な経路などを確認しておきましょう。災害情報をよく聞き、慌てず落ち着いて行動しましょう。





## 新地町防災ホームページ

新地町の雨量や水位、気温・風速、危険箇所や避難所を確認できる防災マップなどが掲載されています。緊急情報や町からのお知らせなど、さまざまな情報を提供します。



[モバイル版]

# 新地町 防災情報 システム

災害関連情報を迅速に配信します

町では、災害関連情報を確実かつ迅速に、町民のみなさんにお知らせするために、平成26年3月、新地町防災情報システムを構築しました。地震、津波、気象、国民保護情報などの発令情報や、被害状況、避難情報などを、町民のみなさんの携帯電話にメールで配信したり、パソコンの防災専用のホームページなどで公開したりします。

また、テレビ局やラジオ局にも情報を伝達し、さまざまな広報媒体を利用し、災害関連情報を迅速にお知らせします。

### [緊急情報の種別]

1. 地震情報  
(緊急地震速報 \* 予測震度が4以上の場合)
2. 津波情報  
(大津波または津波警報、津波注意報)
3. 気象情報  
(竜巻注意情報)
4. 国民保護情報  
(ゲリラ特殊部隊攻撃情報・航空攻撃情報・弾道ミサイル情報・大規模テロ情報)

## J-ALERT

(全国瞬時警報システム)

J-ALERT (全国瞬時警報システム) とは、大規模な地震や外部からの武力攻撃など、対処に時間的余裕のない緊急事態が発生した場合に、国(消防庁)から送信される緊急情報を、町防災行政無線を通じてみなさんに瞬時に伝達するシステムです。



テレビ

テレビ局・ラジオ局  
(福島系列)



パソコン

新地町防災ホームページ  
緊急情報や避難情報、被害情報などを掲載します。  
<http://bosai.shinchi-town.jp>



携帯電話

防災メール  
(登録制)  
緊急速報メール  
(町内にいる方に強制配信)

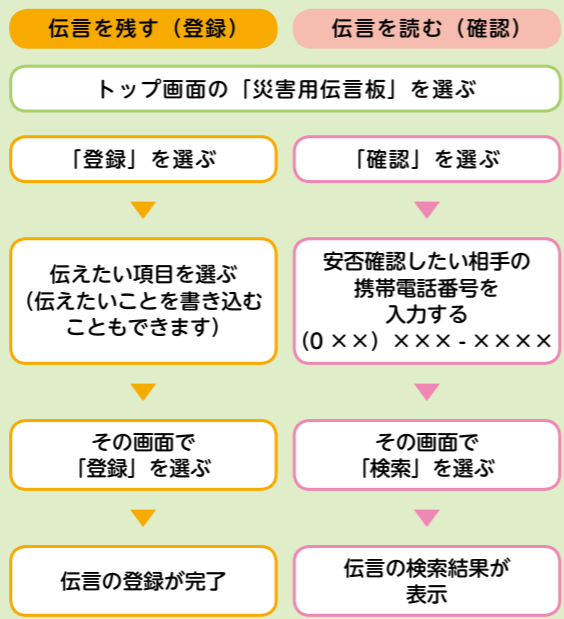
## 災害用伝言ダイヤル「171」

災害により、被災地に対する電話がつながりにくい状況になった場合に利用できます。ガイダンスに従って落ちていて録音・再生してください。



## 携帯電話の災害用伝言板

災害が発生した場合、携帯電話各社のポータルサイトに「災害用伝言板」が開設されます。



## 防災メールの利用登録をお願いします

携帯電話へのメール配信は、事前に登録されたメールアドレスに配信される防災メールと、町内にいる方に強制配信される緊急速報メールの2種類があります。防災メール(町外にいる場合でもメール配信を受けられる)は、利用者登録をしておく必要があります。下記の方法で登録をお願いします。

\*迷惑メール防止機能等が設定されている場合は、bosai-info@shinchi-town.jp からメールが届くように、受信許可の設定をお願いします。

### メール配信 [登録方法]

右のQRコードを読み込み  
bosai-touroku@shinchi-town.jp  
のアドレスを読み込みます。



bosai-touroku@shinchi-town.jp 宛てに  
空メールを送信します。タイトル・本文は不要です。

メール配信の登録完了

### メール配信 [登録解除方法]

右のQRコードを読み込み  
bosai-kaijo@shinchi-town.jp  
のアドレスを読み込みます。



bosai-kaijo@shinchi-town.jp 宛てに  
空メールを送信します。タイトル・本文は不要です。

メール配信の登録解除完了



【主な参考資料（五十音順）】

- 経済産業省ホームページ
- 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ
- 国土交通省ホームページ
- 国土交通省気象庁ホームページ
- 新地町『広報しんち』
- 石油連盟ホームページ
- 東京電力株式会社  
『福島第一原子力発電所事故の経過と教訓』
- 東京電力株式会社ホームページ
- 東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ速報値
- 福島県災害対策本部  
『平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報』
- 福島県 土木部『ふるさとの再生と帰還にむけて』
- 福島民報社『福島民報』
- 福島民友新聞社『福島民友』
- 文部科学省ホームページ
- 文部科学省 放射線量等分布マップ拡大サイト

【取材協力者・機関団体、写真・資料提供者（敬称略・五十音順）】

阿部早也香 荒 敏裕 岡崎仁一 小野茂夫 小野重美 小野トメヨ 角田正悦 川上照美 菅野彩織 菅野いな子  
菅野エイ子 黒沢萌々花 小泉修平 櫻井伸彦 櫻井由香 佐藤秀史 鈴木壽子 谷 隆 島 米七 林 聖哉  
古山友萌 三宅信一 村上美保子 目黒文夫 八巻佳那

国土交通省気象庁 国土地理院 新地町社会福祉協議会 石油連盟 相馬共同火力発電株式会社  
東京電力株式会社 福島民報社 福島民友新聞社 明治大学 陸上自衛隊第13特科隊 陸上自衛隊第2施設群

新地町・震災と復興 — 50年後の新地人へ —

平成26(2014)年3月31日発行

企画・編集 新地町 企画振興課  
発行 新地町  
〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30  
TEL 0244-62-2111 (代)  
URL <http://www.shinchi-town.jp/>



新地町に寄せられた  
メッセージ

日本全国をはじめ海外からも、たくさんの  
あたたかい応援メッセージをいただきました。

送られてきた皆様  
"じはひとつ"

福島養正学園一同

がんばろう  
新地町!!



The Great East Japan Earthquake  
The records of SHINCHI

